

第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）						
					会派・議員名	斎藤有紀
年月日	令和6年2月5日（月）～令和6年2月6日（火）					
政務活動先	総務省 国会議員会館					
政務活動の目的	緊急防災・減災事業債の活用の有り方や奈良県の道路事業、「飛鳥・藤原」の世界遺産登録関連等の視察調査や研究を行った。					
相手方	●総務省地方債課 神門純一課長●国土交通省 道路局企画課 余野真一郎企画専門官 ●国土交通省 国道・技術課直轄高速係 明知顕三課長●文化庁 文化財第二課 田中禎彦課長●文化庁 文化遺産国際協力室 大川晃平室長 文化庁担当者ほか3名					
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	総務省担当者と五條市の県有地、大規模防災拠点に対する緊急防災・減災事業債の活用条件について奈良県との協議の経緯や意見を交換し、議会での一般質問に活かすことが出来た。国交省担当者より、奈良県内の重要物流道路の整備計画、道路整備状況を伺い、地元五條市の道路に対する要望や意見交換を行った。文科省担当者から奈良県内の世界遺産の整備等の現状、平城宮跡の整備と飛鳥藤原の世界遺産指定登録についての意見交換を行った。本視察での学びを今後の県議会での委員会や一般質問、要望等に活かしていきたい。					
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号	
	国会議員会館	JR 新幹線 （往路）	新大阪～東京	13,870 円	85	
		JR 新幹線 （復路）	東京～新大阪	14,520 円	87	
	宿泊費	12,078 円	内訳:アパホテル宿泊費		86	
	会費	円	内訳:			
	合計	40,468 円	（全て政務活動）			
備考	添付資料：研修資料					

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

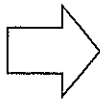
# 重要物流道路の概要

○ 物流の更なる円滑化等を図るため、物流の観点から重要な道路を「重要物流道路」として国土交通大臣が指定し、機能強化を推進。

## <重要物流道路指定の効果>

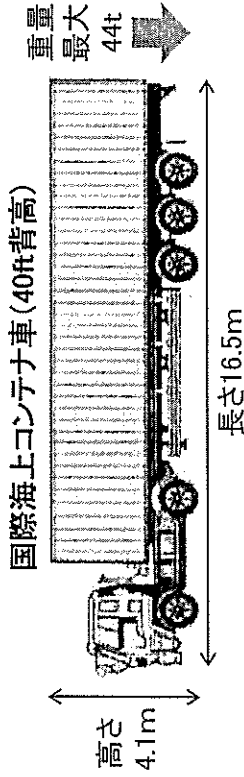
(物流を取り巻く課題)

物流は、生活や経済活動を支える必要不可欠なものであり、ドライバー不足等の課題に対し、トラック大型化への対応等の生産性の向上が急務。



2018年道路法改正により、重要物流道路制度を創設

- 道路構造の基準を国際海上コンテナ車対応に引上げ
- 構造上支障のない区間は、国際海上コンテナ車の特車許可不要
- 地方自治体事業は個別補助制度も活用して支援



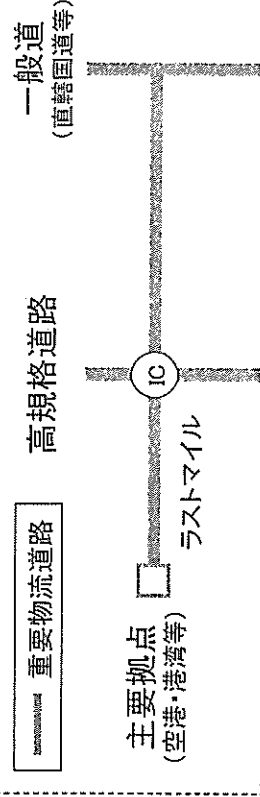
(参考) 道路構造の基準

	自専道等	一般道
長さ	16.5m	12m
幅	2.5m	2.5m
高さ	3.8m	3.8m
前端オーバーハング	1.3m	1.5m
軸距	前軸距 4m 後軸距 9m	6.5m
後端オーバーハング	2.2m	4m
最小回転半径	12m	12m

重要物流道路に指定

重要物流道路	
長さ	16.5m
幅	2.5m
高さ	4.1m
軸距	1.3m
前軸距	4m
後軸距	9m
最小回転半径	2.2m
	12m

## <ネットワークのイメージ>



## <指定状況(2023.4.1)>

**候補路線**  
(対象：高規格道路) 380路線

↓ 優先区間の検討等

**計画区間**  
(対象：高規格道路) 89区間

↓ 概略ルート・構造の検討  
都市計画・環境アセスメント等

**事業区間** 約2,800km  
(対象：全ての道路)

↓ 用地買収・工事等

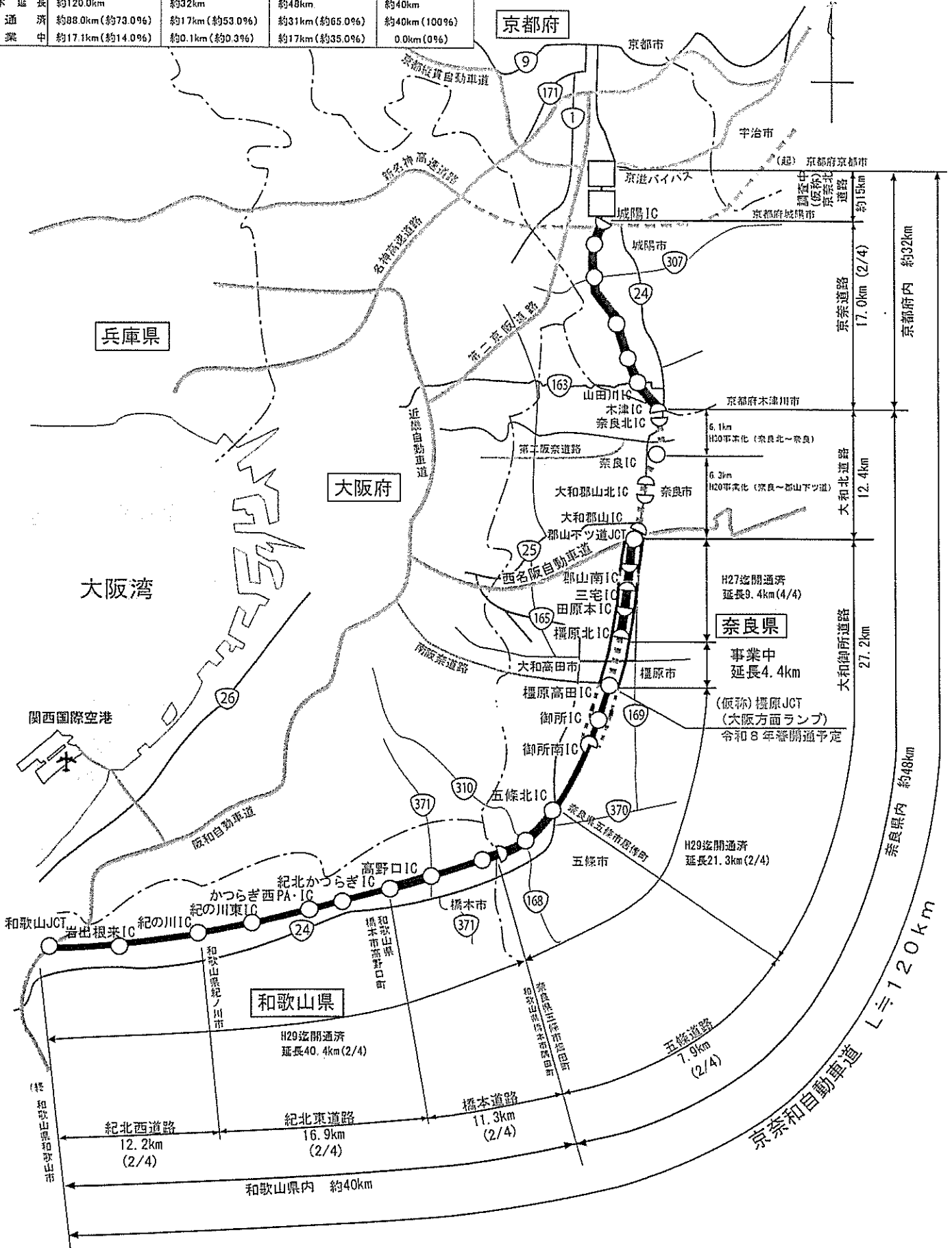
**供用区間** 約36,000km  
(対象：全ての道路)

※「自専道等」は第1種、第2種、第3種第1級、第4種第1級の道路で、「一般道」はそれ以外の道路。

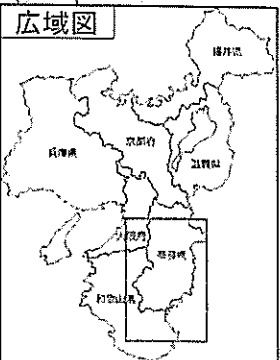
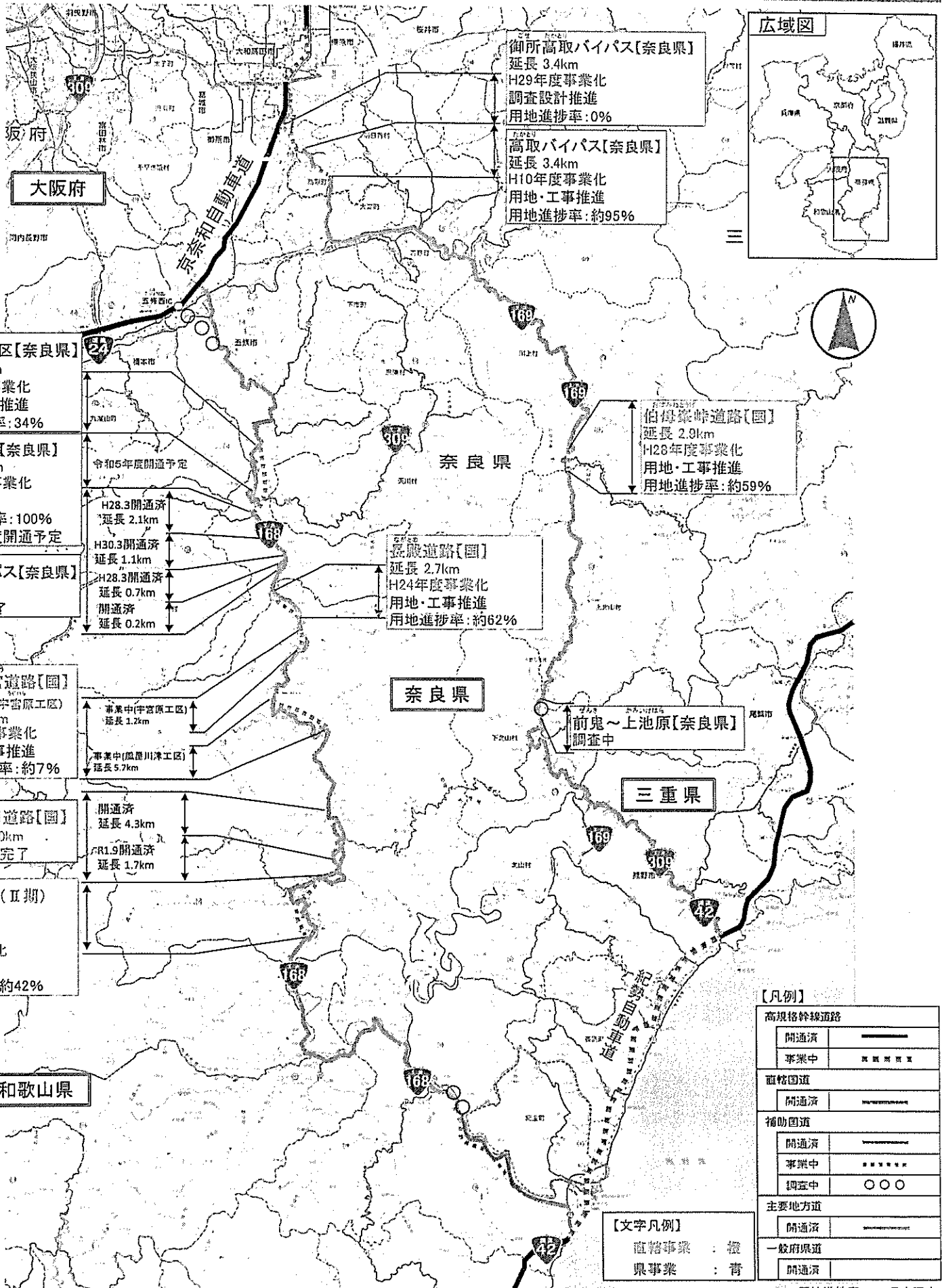
# 国道24号 京奈和自動車道

## ■整備状況

	全体	京都府	奈良県	和歌山県
全休延長	約120.0km	約32km	約48km	約40km
開通済	約88.0km(約73.0%)	約17km(約53.0%)	約31km(約65.0%)	約40km(100%)
事業中	約17.1km(約14.0%)	約0.1km(約0.3%)	約17km(約35.0%)	0.0km(0%)



# 五條新宮道路(R168)・奈良中部熊野道路(R169)



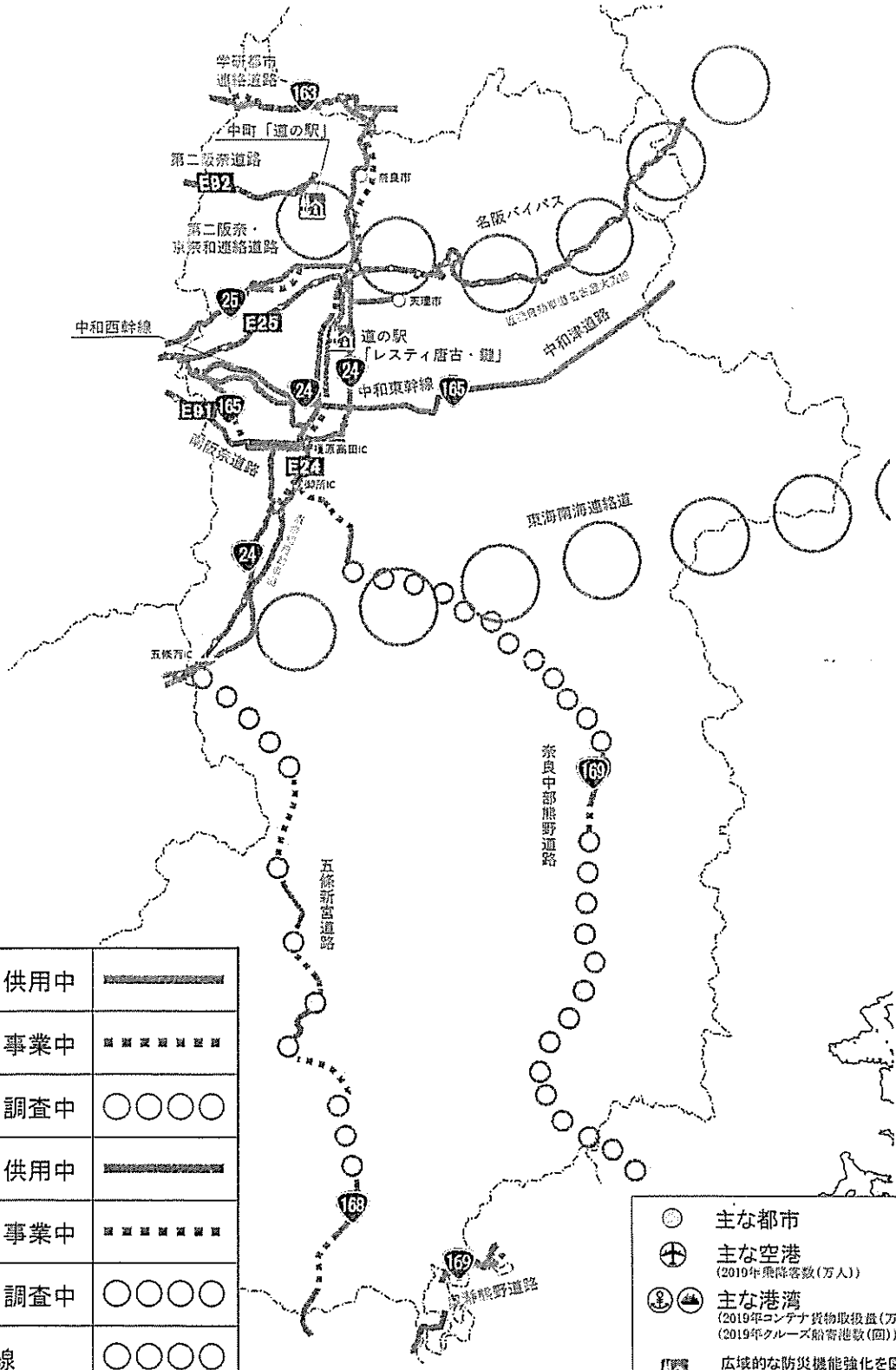
**【凡例】**

高規格幹線道路	
開通済	———
事業中	———
直轄国道	
開通済	———
補助国道	
開通済	———
事業中	.....
調査中	○○○
主要地方道	
開通済	———
一般府県道	
開通済	———

**【文字凡例】**  
 直轄事業 : 橙  
 県事業 : 青

用地進捗率: R5.3月末現在

近畿ブロック 広域道路ネットワーク計画図 (奈良県拡大版)



高規格道路	供用中	—————
	事業中	■■■■■■■■
	調査中	○○○○○
一般広域道路	供用中	—————
	事業中	■■■■■■■■
	調査中	○○○○○
構想路線		○○○○○

※ R5.4.1時点  
 ※ 本計画図は、具体的な路線のルート、位置等を規定するものではありません。

- 主な都市
- ✈ 主な空港  
(2019年乗降客数(万人))
- ⚓ 主な港湾  
(2019年コンテナ貨物取扱量(万TEU))  
(2019年クルーズ船寄港数(回))
- 🏠 広域的な防災機能強化を図る「道の駅」
- 主な交通拠点
- 新幹線

## 特別史跡 平城宮跡の整備について

### 1. 歴史的経緯

- 平城宮跡は、我が国の律令国家形成期における政治・文化の中心であり、我が国の歴史上極めて重要な遺跡として、昭和 27 年に特別史跡に指定されている。
- 昭和 38 年、平城宮跡内における近鉄の操車場建設計画が問題となり、最終的には当時の池田勇人首相の決断により、国主導による宮跡の発掘調査の推進、史跡未指定地域の追加指定、国による私有地の買収の方針が決定された。以降、国直営で発掘調査、私有地の国有化、遺跡・建物等の整備を実施。
- 平成 20 年には、都市公園法に基づく国営公園として整備することが閣議決定され、以降、「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」に基づき、特別史跡の中心部における建物の復原等は国土交通省が、既設の復原建物等及び周辺部の管理は文化庁が実施している（覚書に基づき、奈良県、奈良市、奈良文化財研究所も加えた 5 者が分担）。

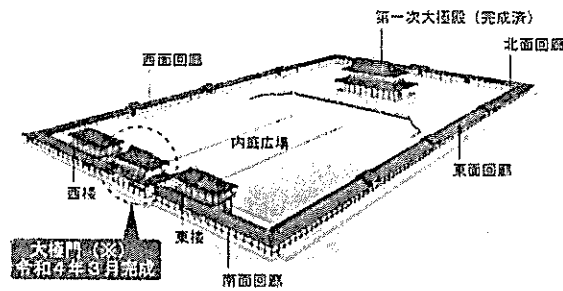
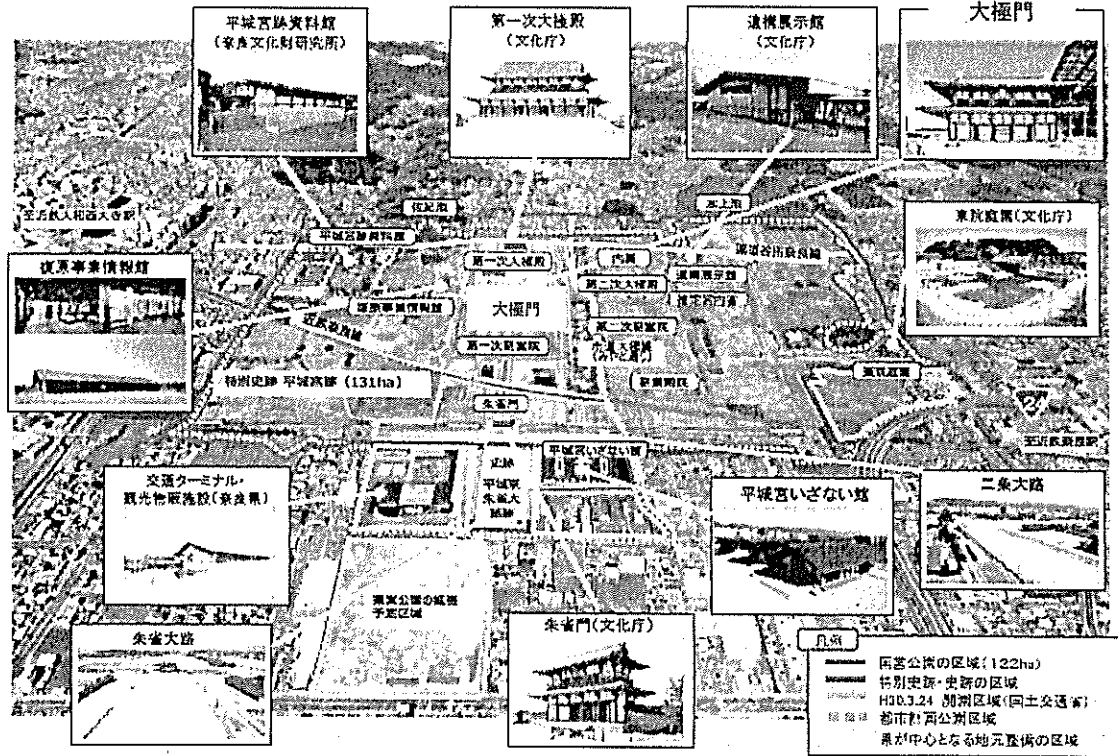
### 2. 平城宮跡整備の主な経緯

- 昭和 38 年 池田首相が宮跡地を国有地として保存することを決定。
- 昭和 53 年 「特別史跡平城宮跡保存整備基本計画」を策定。以降、国直営で遺跡・建物の整備等を実施。
- 平成 10 年 「古都奈良の文化財」の構成要素として世界文化遺産に登録。
- 平成 10 年 文化庁が朱雀門、東院庭園を復原整備。
- 平成 20 年 都市公園法に基づく国営公園として整備することを閣議決定。
- 平成 22 年 文化庁が第一次大極殿を復原整備。



〈国営公園としての整備状況〉 ※水色帯の建物等を国土交通省が整備

■公園内の主な施設と復元建物



- 平成 20 年 12 月 公園基本計画の策定
- 平成 27 年 5 月 第一次大極殿院復元事業情報館開館
- 平成 30 年 2 月 平城宮跡展示館 (平城宮いざない館) 完成
- 平成 30 年 3 月 平城宮跡歴史公園開園
- 令和 4 年 3 月 大極門供用
- 東楼復元整備工事着手 (令和 7 年 11 月竣工予定)



## 「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の課題について

1. 文化財の追加指定等、関係自治体において資産の保護を万全とするための取組を継続することが必要。
2. 関係省庁・関係自治体等による連携体制を構築した上で、緩衝地帯も含め、世界遺産として一体的に保護していくための幅広い共通認識の構築が必要。
3. 顕著な普遍的価値の更なる精査を行いつつ、その価値に紐づく構成資産の精査が必要。
4. 本資産の世界的価値について国際的な理解を得るため、海外の専門家との対話等を通じた検討及び説明ぶりの精査・充実が必要。
5. 構成資産が多様かつ複数あるため、その整備・活用にあたっては世界遺産としての包括的な方針を策定することが必要。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 斎藤 有紀

年 月 日	令和5年8月23日(水)他				
表題と発行部数	「活動報告 vol.2023 SUMMER」10,000部発行				
対象者	五條市内				
配布方法	新聞折込 8,350部 個別郵送 1,391部 ポスティング 259部				
発行目的	議会報告を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	紙面面積のうち、プロフィール等を除く89.2%を充当する。				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●6月建設委員会での質問及び要望(大規模広域防災拠点整備事業について・奈良県建設業DX機器導入支援補助事業について)</li> <li>●各種会議等への出席●災害視察・対応</li> <li>●所属会派及び委員会等における様々な活動</li> <li>●地域の防災に関する活動●9月議会に向けて</li> </ul>				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	制作・印刷費	Graphic Planning	184,800円	デザイン@12,000×4面 印刷@12×10,000部 ×1.1	39
	新聞折込費	(株)朝日オリ コミ大阪	42,251円	@4.5×8,350部 送料 835円×1.1	27
	郵送費	五條郵便局	102,423円	@84×80通 @73×1,311通	28
		※ すべて89.2%充当		合計	329,474×89.2%=293,890円
備考	添付資料：活動報告 vol.2023 SUMMER				

注 発行した広報紙を添付してください。





さいとう有紀の6月議会から/を認めたのかを質問。

購入済みの防災拠点整備事業の見直しについて、大規模防災拠点のインフラ整備について、意向を伺います。

## さいとう有紀の6月議会での一般質問

### ①大規模広域防災拠点整備事業について

山下知事は令和5年度に実施予定であった県の事業の15プロジェクトで予算のすべて、または一部の執行停止を発表されました。大規模広域防災拠点については令和5年度実施予定であった予算額の95%にあたる24億9千万円余りの執行を中止するとされています。詳しくはこちら▶



知事答弁で大規模広域防災拠点整備事業の見直し及び今後の活用方法について検討していくとされていたが、今後どのように検証し、見直しを計画しているのか？

回答A 防災目的での整備を多角的に検討していく方針で、既に契約した土地については原契約通りに進めていく。今後はまずは既存設備を活用し、応援部隊等を要請し防災時の対応を行えないか検討していく。これらにより対応不可な場合に、防災拠点の整備を検討していく。



短期間での事業見直し、また知事は地元にも来られず地元の皆様に対し説明が不十分であり、かつ緊防債予算の適応を受けている本事業の方向性も不透明ななか、今後奈良県として地元説明をどの様に行っていくのか？

回答A 全体的な事業の見直しは行う事となったが、購入済の土地については防災目的の施設の整備計画を踏まえた多角的な検討を行っていく。また、計画が定まっていないため、計画が一定量定まったなかで地元に対して説明を行っていく予定。

現在の奈良県の既存の施設では大規模災害発生時の防災拠点としての機能確保ができない施設ばかりであるが、今後大規模防災拠点の整備計画を再検討していく中で、この現状について知事に説明等をされ、かつ理解されているのか？

回答A 既存の施設の活用について再検討を考えていく方針であり、まずは既存の施設が活用可能か不可能かを検証していく段階である。

※回答(A)：奈良県県土マネジメント部大規模防災拠点推進課長

### さいとう有紀からの要望 Request

南海トラフ地震が発生した際の様々なシミュレーションデータは知事は「架空の数値」とし、事業の根拠として疑問を持たれていたが、既存の施設の活用に対してはそれらのデータを元に検証していくというのは矛盾があるのではと考える。また、知事は事業の認定に対するプロセスにも疑問があるため一旦停止という処置をされたが、県民の生命財産を守るという知事の責務をそれで果たせていると言えるのか、甚だ疑問を持たざるを得ない。インフラ整備は国道168号も踏まえ県民の命を守るうえで非常に重要であり、平成23年に発生した紀伊半島大水害では当時開通前であった「十津川道路」を急遽前倒して開通させたことにより孤立集落を解消した。このことは「命の道」として非常に有名な事象であり、インフラ整備の効果を示す先行事例である。知事は先行事例を参考とするとの知事答弁もなされていることから、ぜひこれらのことを理解し、事業の検討に生かしていただきたい。

## ② 奈良県建設業DX機器導入支援補助事業について



デジタルトランスフォーメーションの略で、企業がデジタル (IT) 技術を活用し、それまでの業務やビジネス・モデル、もしくは企業文化を変革すること。

建設業のDXを促進し生産性の向上を図るため、県内の建設業者に対し、DX機器の導入に要する経費について、補助金を交付する事業。

(DX機器: 電子黒板・ドローン・情報共有システム・遠隔臨場・3Dレーザースキャナーなど)

近年建設業においてもDXが推進されているが、本制度の令和4年度の導入実績等について伺いたい。

回答A 令和4年度はA1グループを除く土木一式事業者を対象に、11社に対して計347万2000円の補助を実施した。令和5年度においては、A1グループの土木一式事業者を除く全事業者を対象を拡大し、さらには対象機器も拡大し現在募集中であり、令和5年6月29日時点で388万7000円の応募があった。

応募対象業者を拡大されたということだが、本制度を利用されようとしている企業、及び現在対象外とされているA1グループの企業にも問い合わせしたところ、建設機器の導入コストの関係性から補助率や補助上限額の関係から制度として活用しにくいとの声がある。また、A1グループを対象外とされているが、対象外とした理由を伺いたい。

回答A 補助率及び補助上限額については金額の改定等については現在考えていない。また、A1グループは企業規模等から補助対象外としているが、今後の意見等の状況如何によっては対象とするか検討していく。

令和6年度の予算としては(A1グループも含めた)制度設計の可能性があるとということでもいいか?

回答A はい。



※回答(A): 奈良県県土マネジメント部建設業契約管理課長

## さいとう有紀からの要望

建設分野においても今後競争力を確保していくためには、様々なデジタル技術の活用が必須であると考えます。その先にDXがあり、様々な有益性をもたらすと考える。等級に関わらずしっかりとした企業をバックアップして、奈良県として全国レベルの技術力を有した企業を育てていくという大きな目標を持っていただきたいと考える。

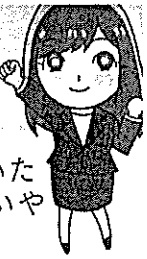
## 9月議会に向けて Resolution

6月県議会では山下知事が発表した予算執行査定についての議論が行われ、代表質問や一般質問では予算執行停止事業に関する議論が中心となりました。私自身も建設委員会にて地元五條市に関する奈良県広域防災拠点整備についての質問を行いました。いつ発生してもおかしくない南海トラフ地震や、大規模災害に備えて県民の命、財産を守る大規模防災拠点施設の整備は早急に進めていかなければなりません。9月議会が始まりますが、予算執行停止事業に関しまして、まだまだ議論が必要であると感じております。今後も本紙や活動報告を通じて奈良県政を分かりやすくお伝えして行きたいと考えております。ご意見、ご要望お待ちしております。



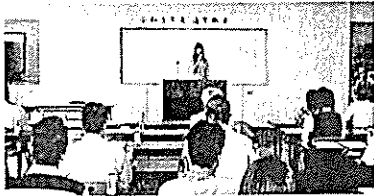


# 活動記録



## 各種会議等への出席

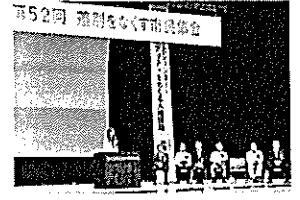
奈良県議会に当選後、様々な会議・イベント等に出席させていただきました。各会議での祝辞等において、さいとう有紀の思いや政策実現にむけた姿勢についてお話させていただきました。



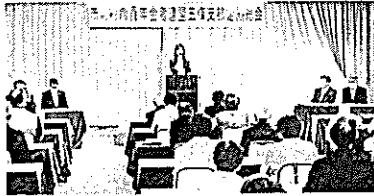
五條建設業協会通常総会



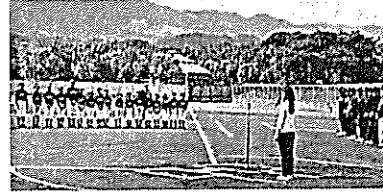
五條市自治連合会定期総会



差別をなくす市民集会



奈良県市町村職員年金者連盟五條支部総会

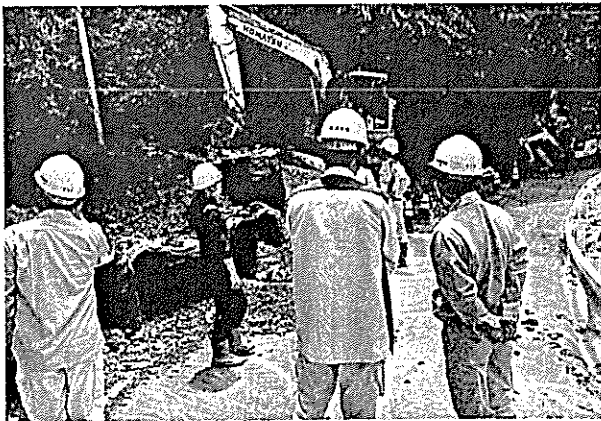


奈良県学童軟式野球大会



## 災害視察・対応

令和5年6月に発生した台風2号による災害発生に対し、発生翌日に奈良県が管轄する災害発生箇所全てを視察し、災害対応の指示及び要望を行いました。



## 所属会派及び委員会等における様々な活動



市町村長との意見交換会・事業説明



大規模広域防災拠点整備事業計画地の視察



建設委員会における県内調査



地域の防災訓練に参加



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

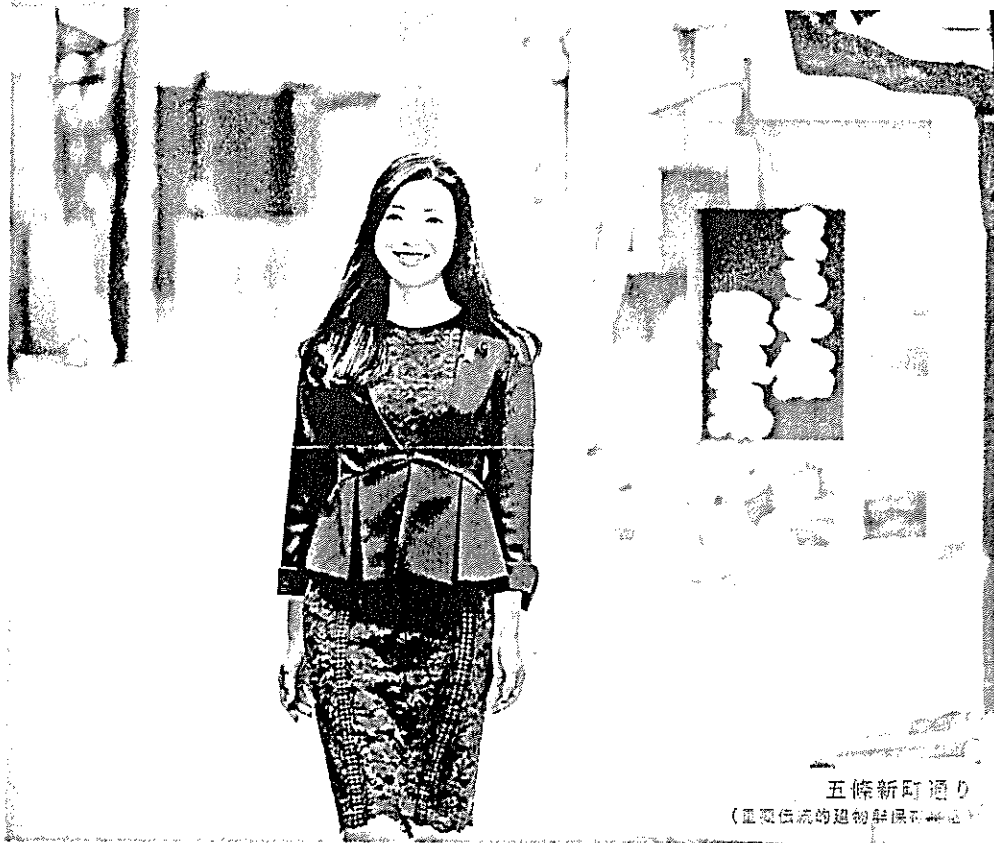
会派・議員名 齋藤 有紀

年 月 日	令和5年11月17日(金)他				
表題と発行部数	「活動報告 vol.2023 AUTUMN」10,000部発行				
対象者	五條市内				
配布方法	新聞折込 8,350部 個別郵送 1,389部 ポスティング 258部				
発行目的	議会報告を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	紙面面積のうち、プロフィール等を除く97.8%を充当する				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●9月定例会における質疑及び要望(決算審査特別委員会、建設委員会、総合防災対策特別委員会)</li> <li>●所属会派及び委員会等における様々な活動</li> <li>●12月議会に向けて</li> </ul>				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	制作・印刷費	Graphic Planning	195,800円	デザイン@12,000×4面 印刷@13×10,000部 ×1.1	79
	新聞折込費	(株)朝日オリ コミ大阪	42,251円	@4.5×8,350部 送料 835円×1.1	57
	郵送費	五條郵便局	102,442円	@84×95通 @73×1,294通	59
※ すべて97.8%充当 合計 340,493×97.8%=333,001円					
備考	添付資料：活動報告 vol.2023 AUTUMN				

注 発行した広報紙を添付してください。

# 奈良県議会議員 さいとう 有紀

YUKI  
*I never give up on the future of Gyo City.*  
SAITO  
活動報告 vol.2023 AUTUMN



五條新町通り  
(重要伝統的建造物群保存地区)

五條市の未来を  
あきらめない

NOW NEWS

こんにちは、さいとう有紀です

暑い夏が過ぎ、紅葉が美しく彩り果実が実る豊かさを感じる季節となりました。

しかしながら残暑が10月まで続き、秋の美しい風景を体感できる期間が短くなってきているように思います。

日々刻々と変わりゆく時代において、少しでも県民の皆様のお役にたてますよう、奈良県議会においてしっかりと議論・活動を行ってまいりますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

## 9月議会、論戦ヒートアップ!!

奈良県議会では9月12日から10月20日までの期間で定例会が行われました。定例会とは本会議、常任委員会、特別委員会によるものを示します。

本定例会において知事を筆頭とした理事者側と各議員との間で様々な議論が活発に行われました。

さいとう有紀は各委員会において大項目として14項目の質疑を行い、知事に対しては大規模広域防災拠点整備について要望を行いました。

県民の皆様の未来がより良いものになりますよう、施策の検討及び実現にむけて活動してまいります。



大規模広域防災拠点整備事業  
予定地視察状況

1984年6月15日生まれ  
【所属】  
新加坡国立大学卒業  
京都女子大学文学部国文学科卒業  
五條市議会議員  
【職歴】  
元・お笑い人  
【所属団体】  
自由民主党・衆議院の会  
関西若手議員の会・所属



“SNSでも想いを発信”



さいとう有紀



# 第2回県政報告

## さいとう有紀が行った9月定例会における質疑一覧

### 決算審査特別委員会における質疑

1. 奈良県内における産業の成長戦略に基づく人材確保、企業誘致の推進について
2. スポーツ人材マネジメント育成事業について
3. 就学前における運動・スポーツを通じたはぐくみ推進事業について
4. 奈良こども食堂サポート事業について
5. 医療的ケア児等支援推進事業について
6. 奈良県内における小中高校における児童生徒のいじめ認知、不登校に関する2023年度の調査結果について
7. 奈良県大規模広域防災拠点整備について

### 決算審査特別委員会での要望

1. 大規模広域防災拠点整備について知事への要望

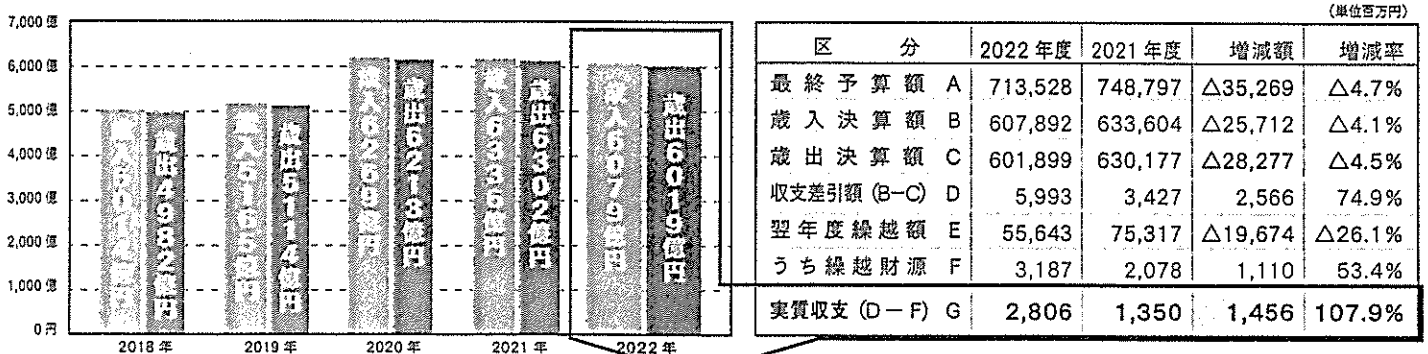
### 建設委員会における質疑

1. 道の駅「クロスウェイなかまち」にかかる工事の入札中止について
2. 国道168号及び県道20号の整備状況及び今後の計画について
3. 道路沿いの草刈り業務について
4. 無電柱化について

### 総合防災対策特別委員会における質疑

1. 奈良県災害時緊急連絡員(リエゾン)の体制について
2. 奈良県防災重点農業用ため池に係る工事等推進計画について
3. 災害発生時における医療的ケア児への対応について

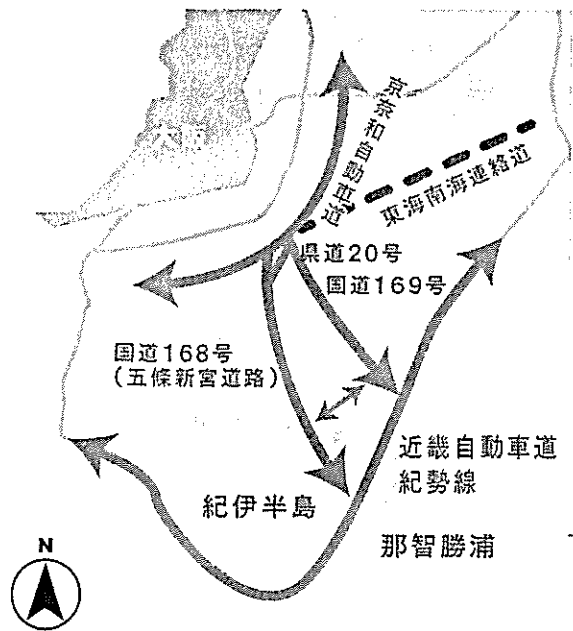
### 決算審査特別委員会



前年度比約 **8%増の28億円黒字**

2022年度の県の決算報告では、一般会計実質収支が28億円(前年度比プラス15億円)もの黒字とされ、様々な施策が実を結んできたことを表されたものだと感じました。2023年度からは山下県政となり、奈良県の財政は大きな変化が生まれるかも知れません。

過去から積み重ねられた実績を山下県政でさらに加速させていくためには“身を切るだけではなく”しっかりと県内に対し投資を行い、産業を成長させていく必要があると思います。



### 紀伊半島アンカールート

建設委員会では、国道168号及び県道20号の事業計画を伺い、両事業を加速させるべく予算要望を積極的に行いました。また、雑草が繁茂している道路が非常に多いことから、草刈り業務についてデジタル技術やAIを活用した合理的管理方法について提案するとともに、草刈り予算を増やすよう要望いたしました。

さらに、現在奈良県内で推進されている無電柱化についても景観性だけでなく、安全性の観点から積極的な推進を行っていただくよう要望致しました。

### Question! 「紀伊半島アンカールート」とは?

A. 近畿自動車道紀勢線と、京奈和自動車道、および三重県松阪市と五條市を結ぶ構想路線の東海南海連絡道、国道168号(五條新宮道路)、国道169号の各路線を結ぶと、アンカー(船の錨-いかり-)の形に似ていることから付いた呼称。



- 県災害対策本部事務局から連絡 ▶ 参集**  
大規模地震の場合、各所属の職員体制に基づき、県災害対策本部事務局からの連絡を待たず参集
- 活動内容説明・資機材等支給**
- 派遣市町村へ移動**
- 連絡員として活動**
- 活動終了(引越)・帰庁**

- ・本人や家族の安否確認及び安全確保
- ・テレビ、ラジオ、WEBサイト(気象庁等)等の確認
- ・着替え等を持参
- ・参集途中の被害状況を確認
- ・県庁東棟2階防災統括室に参集
- ・活動内容の説明・連絡先、連絡方法の確認
- ・移動手段、宿泊方法の確認
- ・物資(活動服、寝袋、ヘルメット等)の支給
- ・活動服着用
- ・移動途中の被害状況確認
- ・運送活動期間は7日間以内
- ・派遣市町村の状況を事務局に随時報告
- ・1日の活動開始及び終了時に報告
- ・活動日誌を作成
- ・事務局が緊急連絡員の必要がないと判断した場合、活動は終了
- ・緊急連絡員の活動の継続が必要とされる場合は、7日目の次担当に引き継ぐ
- ・帰庁後、事務局に報告

総合防災対策特別委員会では、令和5年8月に実施された市町村へのリエゾン派遣の実例(五條市にも派遣されました!)を踏まえ、その効果や今後の展開について質疑させていただきました。

また、防災に関連する事項として、奈良県防災重点農業用ため池の整備計画や実施状況を質問するとともに、災害発生時には自律的な活動が困難な医療的ケア児に対する補助方法などを質問させていただきました。

### 12月議会に向けて Resolution

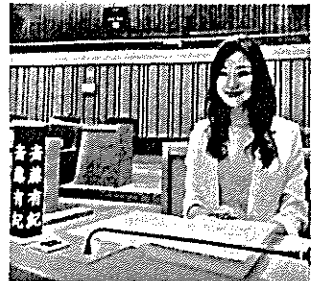
五條市選出の議員として、大規模広域防災拠点整備事業については避けては通れない議題ですが、以前までの計画を見直すという中で、単純な縮小案は誰でも考えることができると思います。

しかしながら、「最小の経費で最大の効果を目指す」という原則の「最大の効果」を得るために、緊防債という県の負担を最大限抑制できる予算を活用し、前県政では取り入れられていない「平時における効果、いわゆる収益」を組み込まれた計画を立案・実行する県政、山下知事には是非お願いしたいと思います。

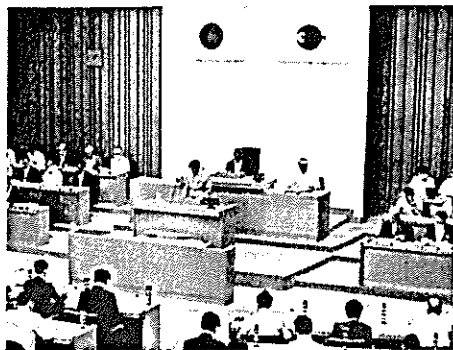
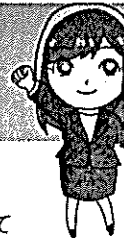
実現できれば、大規模広域防災拠点整備事業は県民の命を救うだけでなく、南部振興や収益による様々な施策の予算化が可能になると思います。

12月議会では、議場にて一般質問をさせていただく予定です。

山下知事と建設的な議論を交わしたいと思います。今後も本紙や活動報告を通じて奈良県政をわかりやすくお伝えしてまいりたいと考えております。ご意見、ご要望お待ちしております。



# 活動記録



9月定例会 本会議

9月定例会の本会議では一般会計補正予算（約58億円）について審議が行われ、6月上旬の豪雨等で発生した災害対応や物価・エネルギー高騰対策、県庁での働き方改革の推進等に関する予算が計上され、いずれも全会一致で可決されました。

【令和5年9月一般会計補正予算の内訳】

- ・災害への対応：約45.5億円
- ・物価・エネルギー価格高騰対策：約3.2億円
- ・県庁の働き方・職場環境の改革の推進：約0.5億円
- ・その他：約8.6億円



詳しくはこちらをご覧ください。



決算審査特別委員会質疑  
(詳しくは動画でもご覧いただけます)



奈良県大規模広域防災拠点整備について



大規模広域防災拠点整備について知事への要望



奈良県内における産業の成長戦略に基づく人材確保、企業誘致の推進について



医療的ケア児等支援推進事業について



- ・スポーツ人材マネジメント育成事業について
- ・就学前における運動・スポーツを通じたはぐみ推進事業について
- ・奈良子ども食堂サポート事業について



建設委員会質疑  
(詳しくは動画でもご覧いただけます)



委員会質問の内容  
動画でもご覧いただけます。

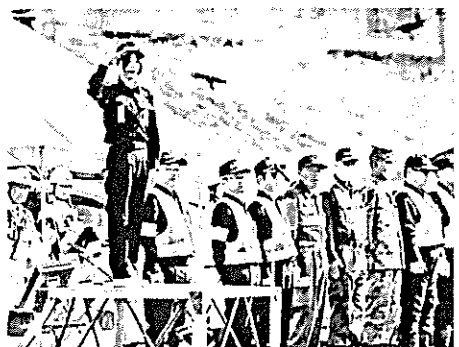


委員会質問の内容  
動画でもご覧いただけます。

総合防災対策特別委員会質疑  
(詳しくは動画でもご覧いただけます)



防災訓練参加  
(奈良県・五條市)



令和5年10月14日に五條市総合防災訓練、令和5年10月22日に奈良県防災総合訓練に奈良県議会総合防災対策特別委員として参加いたしました。



総合防災対策特別委員として、田原本町社会福祉協議会駐車場他雨水貯留施設、建設委員として一般道の通行規制時におけるAIを用いた車両誘導システムの現場視察を行い、活用による有用性について教示していただきました。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 斎藤 有紀

年 月 日	令和6年2月2日(金)他				
表題と発行部数	「活動報告 vol.2023 WINTER」10,000部発行				
対象者	五條市内				
配布方法	新聞折込 8,300部 個別郵送 1,407部 ポスティング 293部				
発行目的	議会報告を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	紙面面積のうち、プロフィール等を除く90.3%を充当する				
内容	●12月定例会一般質問における質疑及び要望(広域防災拠点事業、子育てと就労支援、県内の高校振興) ●当選後からの活動記録 ●広域防災拠点整備事業の大幅な見直しによる今後の活動方針				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	制作・印刷費	Graphic Planning	195,800円	デザイン@12,000×4面 印刷@13×10,000部 ×1.1	91
	新聞折込費	㈱朝日オリ コミ大阪	41,998円	@4.5×8,300部 送料830円×1.1	88
	郵送費	五條郵便局	103,921円	@84×110通 @73×1,297通	81
※ すべて90.3%充当 合計 341,719×90.3%=308,571円					
備考	添付資料：活動報告 vol.2023 WINTER				

注 発行した広報紙を添付してください。

# 奈良県議会議員 さいとう 有紀

YUKI  
SAITO  
2024.01.08 - 2025.01.07



五  
條  
市  
の  
本  
年  
を  
あ  
き  
ら  
め  
な  
い

## 新春を迎え

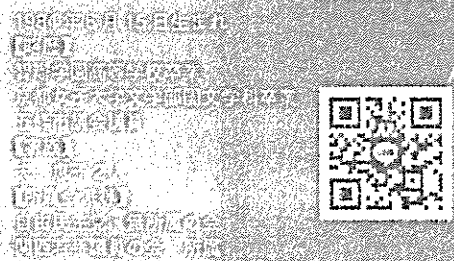
謹んで新春をお祝い申し上げます。また、新年早々に発生した能登半島地震及び羽田空港航空機事故に対し、心よりお見舞い申し上げます。被災された方々の一日も早いご再建をお祈りいたします。

## 奈良県議会議員就任後初の登壇！

昨年は奈良県議会議員に当選させていただき、大変充実した1年となりました。新しく迎えた今年も、様々な課題に対し解決案を得られるよう歩みを積み重ねながら、少しでも皆様のお役に立てますよう精進してまいります。さて、昨年12月定例会の本会議において、県議会議員就任後初の一般質問での登壇をさせていただきました。また、本定例会では「ならの道リフレッシュプロジェクト」が発表されましたが、さいとう有紀が要望してまいりました草刈り業務における予算増額、デジタル技術による合理化といった内容（令和5年9月さいとう有紀NEWSにおいても記載）を全て採用していただきました。県民の皆様の様々な要望をしっかりと県議会を通じて県政に訴えていき、より良い奈良県、より良い五條市を皆様と作り上げていけますよう、今後も活動してまいります。



奈良県庁前



“SNSでも想いを発信”

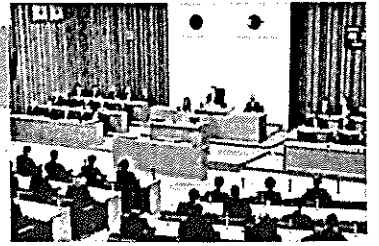


さいとう有紀



# 第3回県政報告

令和5年12月定例県議会本会議中の一般質問



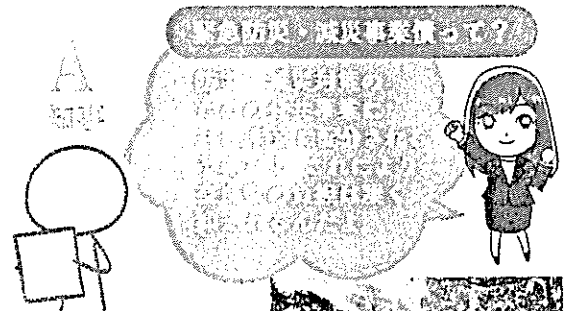
広域防災拠点整備事業について



Q

- ①南海トラフ地震等の被害想定を踏まえたうえで必要とされる防災機能を既存の9箇所の広域防災拠点で十分に果たせるのか？五條市の広域防災拠点整備も含め、現在の検討状況と今後の進め方について伺いたい。
- ②既存の防災拠点を知事は視察されたのか伺いたい。

- ①広域防災拠点の機能及びあり方について検討しており、既にも買収した五條市のゴルフ場の用地については緊急防災・減災事業債※を活用していることなども踏まえながら、引き続き防災目的を含む防災土地利用を検討する。
- ②既存の9箇所の広域防災拠点については、すべて視察したわけではない。(知事答弁抜粋)



Q

全ての箇所に行かれていないとのことだが、実際に現場を見れば(様々な計画の)信憑性も変わってくるのではないかと。奈良県民の生命と財産を守ることは、奈良県の責務であり、総合防災対策特別委員会にて広域防災拠点を視察した際、どの箇所も課題(空路・陸路の課題、浸水想定区域であることなど)が目立つ結果であるように感じたことから、買収したゴルフ場の土地を県の中心的な広域防災拠点として整備する必要があると考えるが、知事の考えを伺いたい。



総合防災対策特別委員会  
旧プレディアゴルフ場視察

一つ中核となるような防災拠点を設ける必要性はある。ゴルフ場の土地利用についてははしかるべきタイミングで発表する。(知事答弁抜粋)

A  
知事



総合防災対策特別委員会  
既存の広域防災拠点を視察

Q

知事就任から8か月が経過している中で、来年度の予算や組織を決める時期だが、いつ頃結論を出していただけるのか、再度伺う。

ご心配いただいている向きも十分理解できるので、できる限り早期にと考えている。(知事答弁抜粋)

A  
知事

## 広域防災拠点整備事業の事業内容の大幅な見直しの発表に伴う今後の活動方針について

令和6年1月24日の知事記者会見において、知事は広域防災拠点整備事業の今後の方針として、次のとおり示されました。

- ①五條市の防災拠点用として購入した県有地には1haの防災ヘリポート、数haのスペース規模となる防災倉庫を設置
- ②旧ゴルフ場のOBゾーンを除くスペース(フェアウェイ及びラフ)の箇所に25ha以上の太陽光パネルを設置
- ③京奈和自動車道から本県有地までのアクセス道路は計画しない
- ④①は令和6年度に計画、令和7年度工事着手、令和8年度完成くらいを予定 ②は令和6年度に計画、令和7年度に民間事業者の選定(ただし、早ければ令和6年度に選定)、その後環境アセスメント(環境影響評価)を2~4年程度で実施し、その後工事着手

## 知事と労働への支援について

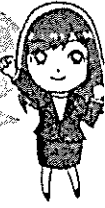


奈良県の女性の就業率は全国最下位。本県の女性の就労促進を図るためには、家事・育児と仕事を両立できる職場環境づくりが重要と考えるが、今後どのように取り組んでいかれるのか？

男女とも仕事と子育てを両立することができるよう、県内企業に対して、奈良労働局と連携し、働きやすい職場環境づくりのための業務改善支援を来年度に向け検討中。(知事答弁抜粋)

女性の就労促進を奈良県が進めるとどうなるの？

働きやすい環境も叶える  
子育てに際しての  
負担を減らす  
働きやすい職場  
環境の整備  
が重要と  
思っています

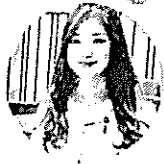


月齢の低い子どもを預ける際、保育料という支出が発生し、経済的課題も多い。また、受け入れ側の体制として、保育士の処遇改善など様々な観点からの支援が必要であるとする。性別にかかわらず、育児をしながらも希望通りに働き続けることのできる社会を作るため、今後どのように保育環境を整えていくのか？

取り組み案の1つとして市町村が行う保育士の処遇改善の取り組みへの支援を掲げており、市町村と連携して、県として取り組むべき課題への検討を進める。(知事答弁抜粋)

A  
知事

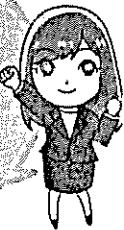
## 県内の高校振興について



知事は私立高校等の授業料無償化について令和6年度から支援額を大幅に拡充する制度を発表されたが、本制度は保護者の方々にとって大きな支援であり、制度拡充については評価をさせていただき一方、大きな財源が必要となることから、教育現場の運営に負の影響を与えないよう、今後どのように安定的に継続し、私立高校の振興を図っていくのか？

私立高校が無償化になることは良いこと  
なんだろうけど、それって本当に大丈夫？

授業料を減らすことで  
保護者の負担を減らす  
ことは良いことですが  
授業料を減らすことで  
私立高校の運営に  
影響を及ぼすことが  
ないよう配慮する必要があります



私立高校等への経常費補助金については、これまでから特定財源である国庫補助金と地方交付税措置の毎年の動向を踏まえて予算を措置してきた。今後もその方向性を維持したいと考えている。これを今般の高校授業料無償化の財源とすることは考えていない。

A  
知事



(私立高校等授業料無償化の)制度拡充が公立・私立を問わず、奈良県に住むすべての子どもたちにとって良い制度となってほしいと考えており、公立高校への志願者が多い中、公立高校の環境を守ることは県の責務。今後公立高校をより魅力あるものにするため、県は今後どのように取り組んでいくのか？

私立・公立高校が互いに特色や独自性を出しながら切磋琢磨し、奈良県全体の教育水準を高めることが大切。特に県立高校については地域の実情を十分に考慮しながら、生徒の多様なニーズに応える学校づくりを目指している。(教育長答弁抜粋)

A  
教育長

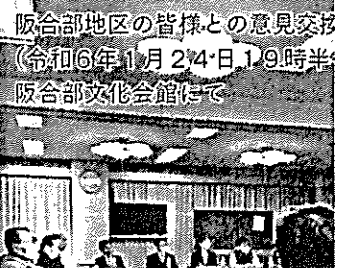
## 12月定例会における建設委員会での質疑はこちら

- ・県土マネジメント部職員の確保について
- ・工事書類の削減及び職員のメンタルヘルスケア対策について
- ・ならの道リフレッシュプロジェクトにおける南部道路への対応について



この発表を受け、斎藤有紀は五條市長はじめ関係機関とともに24日夜に県有地がある五條市阪合部地区の連合自治会長をはじめとした、地区の皆様とお話をさせていただきました。

知事が発表された方針は到底納得できるものではなく、地元住民の皆様の見解としては「断固反対」「当初の計画どおり大規模防災拠点推進してほしいし、しなければならない」「このようなことは断じて許されない」という強い意志を共通してお話されていました。私自身も全くもって同様の考えです。今後は定例会のみならず、あらゆる場で知事発表案の全面撤回を



阪合部地区の皆様との意見交換  
(令和6年1月24日19時半  
阪合部文化会館にて)

# 当選後からの活動記録



奈良県議会に当選後、9か月が経過いたしました。その間、議会や視察をはじめ、様々なイベントに参加させていただきました。



6月建設委員会



当選同期の仲間



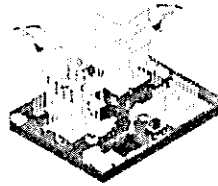
9月決算委員会



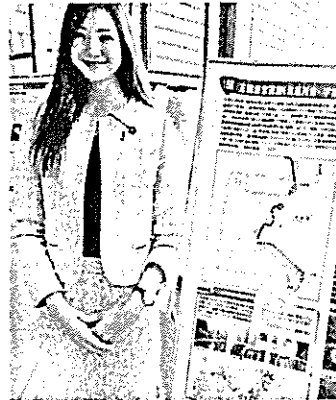
総合防災対策特別委員会



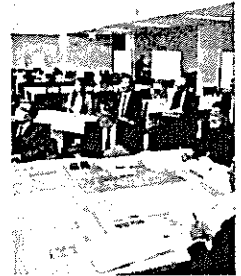
12月議会



## 議活動



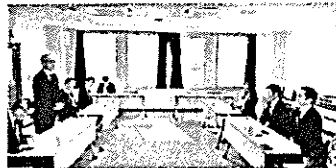
奈良県の道路と都市公園整備の充実に求める合同県民大会



建設委員会県外視察  
◎熊本県防災センター



医療会・看護連盟歯科医師会・建設支部との意見交換



## 視察研修会



緊急耐震補強を利用し建設されたSAGAアリーナ視察



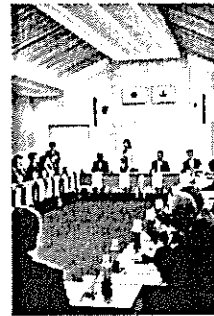
災害現場対応を実施



田原本町社協駐車場他雨水貯水施設の視察



自由民主党政務調査会研修会



奈良県議会河部橋頭議員連盟 懇話会



大塔町赤谷地区現場視察



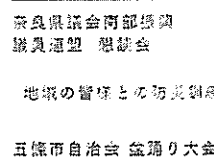
五條新町重伝建選定10周年記念式典



五條市選奨式



五條市二十歳の集い



地域の皆様との防災訓練



五條市自治会 盆踊り大会



奈良県消防団20周年記念式典



五條市消防団 年次総会表彰式



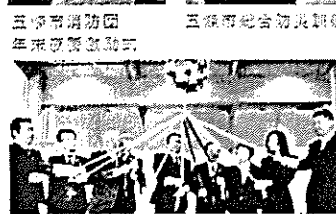
五條市総合初対面訓練



グランドゴルフ大会



令和6年五條市開府1000周年記念式典



五條市文化祭閉会式

## 各種イベントへの参加



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 齋藤 有紀

年 月 日	令和6年3月3日(日)				
表題と発行部数	奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 NEWS vol.1				
対象者	五條市内				
配布方法	新聞折込 8,300部 ポスティング 200部				
発行目的	会派の政策を示し、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	奈良県議会 自由民主党・無所属の会の政策に関する内容が100%を占めるため、按分率100%とする。				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和5年度予算執行査定について</li> <li>●奈良県防災体制について</li> <li>●国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設について</li> <li>●大和平野中央田園都市構想について</li> </ul>				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込費	朝日オリ コミ大阪	28,303円	@3×8,300部 送料830円×1.1	97
	※ すべて100%充当 合計 28,303円				
備考	添付資料：奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 NEWS vol.1				

注 発行した広報紙を添付してください。

# 奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 News

Vol.01

奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会  
〒631-8501 奈良市東大馬場30 奈良県議会事務局内  
TEL.0742-27-8962

昨年4月の地方統一選挙を経て、奈良県議会の構成も大きく変わりました。我々22人は自由民主党・無所属の会を結成いたしました。知事に迎合することなく、是々非々の姿勢で対峙できる会派として、奈良県政の発展に向けて県民目線で、より良い政策を提案してまいります。

## 令和5年度予算執行査定について

山下知事は就任直後の令和5年6月12日、今年度の予算のうち大規模広域防災拠点の整備などを含む29の事業について、全部または一部の執行を取りやめることを発表しました。このことにより将来的に4,730億円を削減できる見通しとのことです。

執行を中止した各事業は本当に必要ないものなのでしょうか。どのような根拠により中止の判断に至ったのでしょうか。事業を実施しないことによりどのような問題が残されるのでしょうか。また、その問題への対応をどのように行うのでしょうか。中止により奈良県の財政負担はいくら軽減され、他事業に当てることができるのでしょうか。(例えば、今年度削減分の73.5億円のうち奈良県負担額は35.7億円です。また、大規模広域防災拠点については国が

事業費の7割を負担することとなります。)

このような疑問に対する答えがないままに事業の中止を受入れることはできません。

執行を取りやめるとされた各事業は、いずれも選挙前の3月に議会の審議を経て予算執行が認められたものばかりです。選挙を経て知事が代わり、政策の方針が変わったからと、議会の審査を経ずに簡単に予算執行を停止してしまっても良いのでしょうか。

本来ならば減額補正予算を議会に諮り、議会の熟議を経て判断するべきではないでしょうか。

このような考えのもと、我々は6月以降の定例議会に臨んでまいりました。

今後とも我々の取組みも含め、奈良県政の動きを注視して頂きますようよろしくお願いいたします。

## 奈良県の防災体制は大丈夫か？

五條市に計画されていた大規模防災拠点の整備事業は、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて、奈良県中南部だけでなく、紀伊半島全体の防災体制の強化を目的としたものです。

山下知事は既存の広域防災拠点や学校等の地域の施設、さらには県外の空港を活用することにより、大規模災害への対応が可能との判断により事業を中止しました。

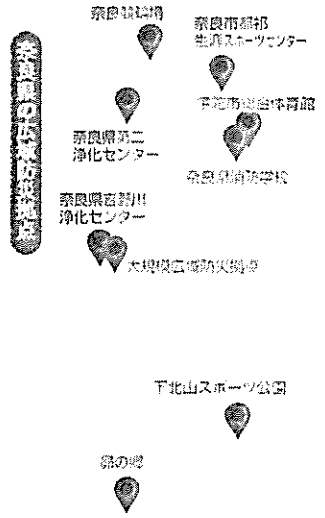
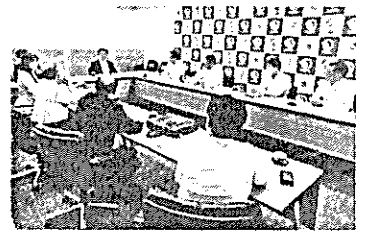
国が平成26年3月に策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」では、都道府県が自衛隊等の集結拠点、SCUを有する医療拠点、物資の輸送拠点となる広域防災拠点を確保することとなっています。奈良県の広域防災拠点は9箇所あるものの、各拠点施設の機能が十分なものが疑問があります。

1月1日に起こった能登半島地震の被災状況を踏まえれば、現状のままでは奈良県の防災体制は不十分であり、特に県南部の防災機能の強化に向けた新たな広域防災拠点の整備が必要であると考えます。そこで、早急に県の防災体制を検証し、不足する機能や施設を明らかにし、現行の広域防災拠点の整備計画を必要に応じて見直すとともに、奈良県地域防災計画に位置づけつつブラッシュアップするよう求めてまいります。

1月24日に突如、事業計画区域内にメガソーラーの設置が発表され、用地確保に協力した地元からは憤りの声が上がっています。



▲会派のメンバーで現地視察を行いました。

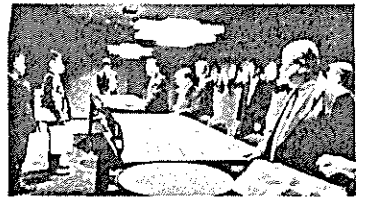
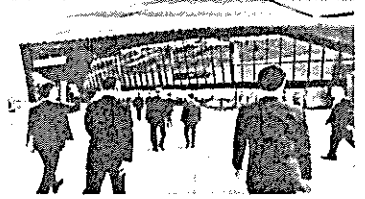


▲メガソーラー ※イメージです

## 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設は確保できるのか？

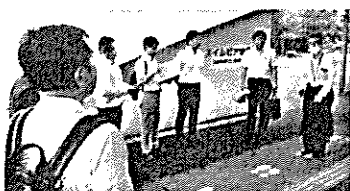
令和13年に奈良県において国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が開催されます。当大会開催に向けて現在、橿原市での陸上競技場、アリーナの建設、田原本町での球技場の建設、川西町でのテニスコートの建設などが計画されていましたが、山下知事はこれらの事業を中止。基本的には新たな施設は整備せず、既存施設の改修により対応する、対応できない部分は他府県に協力を求めるという方針を打ち出されました。しかし、県内のスポーツ施設については、前回の国民体育祭(わかさ国体)に向けて建設された施設

が多く、老朽化が進んでいるとともに、バリアフリー化ができていない、冷暖房設備がないなど時代ニーズに合わない施設も多いのが現状です。国民スポーツ大会をスポーツ振興の契機とすることが重要であり、特に大会開催に合わせてスポーツ施設の更新・整備を行い、スポーツ環境を質・量ともに向上することが期待されることです。我々は引き続き、将来のアスリートのための投資を惜しまないという姿勢で、令和13年までに奈良県のスポーツ環境をレベルアップすることを求めてまいります。



▲常任委員会で令和6年第1回国スポ大会で使用されるSAGAアリーナ(佐賀県)の視察を行いました。

## 大和平野中央田園都市構想も中止！取得済みの事業用地をどうする？



▲会派で大和平野中央田園都市構想の現地視察を行いました。

大和平野中央田園都市構想は、三宅町、川西町、田原本町の3町において、産業力強化、雇用創出、健康増進などを目的とした、工科大学の建設、スポーツ施設の建設などを含む構想です。これまで有識者の意見を取入れながら、地元と連携・協力して議論を積み上げて構想を取りまとめるとともに、用地取得を進めてきました。山下知事は、新たな大学の設置事業、及びスポーツ施設の建設事業を中止しました。いずれも構想の中心となる事業であり、3町の今後のまちづくりに大きな影響を与えることとなります。

知事が代わると政策の方向性が変わることは否定しませんが、市町村と連携して進める場合は、選挙の都度、抜本的な方針変更があるようでは、長期的な視点に立ったまちづくりはできません。今般、田原本町内の用地に自動車免許センターを移転する方向性が示されたところですが、今後とも、三宅町、川西町の取得済みの用地について、協力された地権者の思いも含め、地元の意見を十分に伺いながら、県の取組を質し、より良い事業を提案してまいります。

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 齋藤 有紀

年 月 日	令和5年8月24日				
表題	さいとう有紀公式サイト				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率50% (後援会・政党支部へのリンク)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政策の紹介</li> <li>● 議会活動報告</li> <li>● 意見・要望募集</li> </ul>				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	HP管理費	First Step	7,328円	保守費用	24
	※ 50%充当 合計 7,328×50%=3,664円				
備考	ホームページアドレス： <a href="https://saito-yuki.com/">https://saito-yuki.com/</a> 添付資料 WEBサイト保守契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

## WEB サイト保守契約書

さいとう有紀事務所（以下「委託者」という）と千北慎也（以下「受託者」という）とは、本契約第1条第1項に定める WEB サイトを受託者が保守管理することその他合意した業務（以下「保守業務等」という）に関して、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

### 第1条（適用範囲）

- 1 本契約の対象となる「WEB サイト」とは、次に定めるアドレス上のものとする。  
<https://saito-yuki.com/>
- 2 WEB サイトに関するドメインおよびサーバーの維持のための第三者との手続きについては、受託者の責任と負担で行うものとする。

### 第2条（業務内容・対応時間）

- 1 本契約において、受託者が委託者に対して提供する保守業務等は次の通りとする。

#### （1）サーバーの管理

WEB サイトを構成するコンテンツ、プログラムおよびデータベースを格納したサーバー（仮想マシンを含む）の障害・不具合・トラブルの原因調査を行なうこと。

#### （2）CMS バージョン管理

委託者がWEB サイトのために既に導入しているコンテンツマネジメントシステム（CMS）のバージョン変更があった場合に当該バージョンのダウンロード作業を行なうこと。但し、WEB サイトに適合させるための CMS プログラムを変更することは除くものとする。

#### （3）CMS の利用に関する相談

委託者からの CMS の操作もしくは運用方法、または技術的な問い合わせへの対応を行なうこと。

#### （4）WEB サイト運営上の問題や要望に関する相談

WEB サイトを運営するに際して委託者が抱いた問題点や要望事項を受託者が聞き取り、改善提案を行なうこと。但し、保守業務等に含まれない改善提案の実行は除くものとする。

#### （5）WEB サイトの更新・修正

本契約締結時点で公衆送信済みのコンテンツ（以下「既存コンテンツ」という）につき、委託者の依頼に基づき、既存コンテンツの更新・修正を行うこと、および既存コンテンツデータを公衆送信用サーバーへの転送（アップロード）作業を行うこと。

### 第3条（契約期間）

本契約の有効期間は令和5年1月1日から令和5年12月31日までとする。但し、本契約終了の30日前までに書面による異議を申し出なかった場合、本契約は同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

### 第4条（報酬）

1 委託者が受託者に支払う、本契約第2条第1項に定める業務に対する1年当たりの報酬は、1万円（消費税別）とする。なお、報酬額に、保守業務等を遂行することに付随して第三者に対して支払う必要のある実費（サーバーの設定維持費用、ドメイン更新・維持費用、SSL証明書発行等に要する費用など）を含むものとする。

2 本契約第2条第1項に定める業務内容を超過する場合、または本契約第2条第1項に含まれない業務については、別途協議し報酬額を定めるものとする。

3 委託者は、前2項に定める報酬につき、本契約の有効期間満了日締め翌月末日までに受託者の指定する口座に振込んで支払うものとする。なお、報酬の支払に必要な振込手数料は、委託者の負担とする。

### 第5条（保守業務等に含まれない業務）

1 委託者および受託者は、次に定める業務および本契約第2条第1項に定めていない業務が本契約の対象外であることを確認する。なお、本契約の対象外となっている業務について、委託者が受託者に対して依頼を行う場合、別途協議し合意の上、契約を締結するものとする。

- ・WEBサイト（当該WEBサイトを構成するプログラムおよびシステムを含む。以下、本条では同じ）以外の改修および保守
- ・WEBサイトに関連しない問い合わせ
- ・インフラ関連開発（クラウド環境上でのVPN構成等のネットワーク関連作業、サーバー環境構築など）
- ・インフラ関連保守（データやデータベースのバックアップ作業、サーバー障害・復旧対応、サーバー監視業務）
- ・WEBサイト運用における定常的な監視
- ・稼働環境や閲覧環境（OSのバージョンアップやブラウザのバージョンアップ）の変化・変更による不具合の調査および修正
- ・WEBサイトに対する新規システムの導入または外部システムとの連携
- ・外部サービス（CMS業者など）への問合せ対応
- ・サーバーログ解析作業
- ・WEB広告の運用
- ・WEBサイトの翻訳（日本語を外国語に翻訳すること、外国語を日本語に翻訳する

ことの両方を含む)

#### 第6条 (納品および公開)

- 1 受託者は、既存コンテンツの更新・修正業務の終了後、完成したコンテンツを公開し、その旨委託者に通知する。
- 2 委託者から受託者に対して修正の要求がある場合は、文書（電子メールを含む）にてこれを受託者に通知するものとする。受託者は、当該文書を受領後速やかに修正の作業を行う。その後の取扱いは、前項に準ずるものとする。

#### 第7条 (瑕疵担保責任)

- 1 前条に定める検査では発見することが困難であった仕様との不一致（以下「瑕疵」）が納品完了後に発見された場合、双方協議の上対応方法を検討する。

#### 第8条 (禁止行為)

委託者は、次の各号の行為を行ってはならない。

- ①サーバーに著しく負荷を掛けるようなコンテンツの掲載
- ②サーバー経由でのスパムメール、迷惑メールの送信
- ③第三者の著作権・商標権等の知的財産権、財産権、肖像権等の権利を侵害するコンテンツの掲載あるいは法令に違反するコンテンツの掲載
- ④誹謗中傷、営業妨害、名誉毀損等に該当するコンテンツの掲載

#### 第9条 (免責)

受託者は、次の各号につき、一切の責任を負わないものとするに委託者は合意する。

- ①委託者の故意・過失による画像、動画、イラストまたはコンテンツの毀損
- ②テスト環境を含むサーバーに対するメンテナンス等の理由により、一時的に閲覧できない状態になること
- ③電気通信網の遮断その他不具合による情報授受が不可能または不完全となること
- ④CMS サービス提供会社によるサービス内容の変更・廃止に伴う WEB サイトへの悪影響
- ⑤第三者が権利を有するシステムまたはサービス内容の廃止・変更に伴う WEB サイトへの悪影響
- ⑥受託者が委託者に対して行った改善提案による絶対的な効果保証
- ⑦WEB サイトに対して来る閲覧者からのクレーム
- ⑧委託者が受託者に提供した情報に基づき制作したコンテンツ公開による、第三者から訴えの提起

#### 第10条（解除）

委託者および受託者は、相手方に次の各号のいずれか一つに該当する事由が生じたときは、相手方に通知することなく本契約を直ちに解除することができる。

- ①差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または会社更生手続および民事再生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら会社更生手続、民事再生手続の開始もしくは破産申し立てをしたときまたは第三者からこれらの申立てがなされたとき
- ②資本減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき
- ③公租公課の滞納処分を受けたとき
- ④その他前各号に準ずる信用の悪化と認められる事実が発生したとき

#### 第11条（契約の終了）

委託者および受託者は、契約期間の満了または解除により本契約が終了したとき、速やかに債権債務を清算しなければならない。

#### 第12条（損害賠償）

委託者および受託者は、本契約に違反して相手方に損害を与えたとき、その損害を賠償するものとする。但し、受託者の賠償額は、委託者が受託者に支払った報酬額を上限とする。

#### 第13条（再委託）

受託者は、本サービスに関する業務の一部または全部を第三者に委託することができるものとする。なお、受託者は当該第三者に対し、選任監督義務を負うものとする。

#### 第14条（不可抗力）

本契約の履行がストライキ・ロックアウト等の労働争議・暴動・火災・天災・公衆回線等通信回線の不通・異常・故障等・行政機関の措置・その他の合理的支配を超えた原因によって不可能となりもしくは遅延した場合、委託者および受託者は、相手方に対し損害賠償その他の責めに任じないものとする。

#### 第15条（権利の譲渡および質入）

委託者および受託者は、互いに相手方より事前に記名押印した書面による同意を得ることなく、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならない。



第16条（誠実協議）

本契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、当事者誠意をもって協議のうえその解決に努めるものとする。

第17条（合意管轄裁判所）

本契約に関する委託者受託者間の紛争については、受託者の所在地を管轄する地方または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、委託者および受託者が署名（記名）の上、各1通を保有する。

2023年1月1日

委託者：奈良県五條市住川町 220-1 ヒルトップ SUGAWA A号室

さいとう有紀事務所

菅藤有紀

受託者：奈良県北葛城郡広陵町三吉 478-1

First Step

代表 千北慎也



第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 齋藤 有紀

年 月 日	令和6年2月29日(木) 他				
表題	さいとう有紀公式サイト				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% (後援会・政党支部へのリンク)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政策の紹介</li> <li>● 議会活動報告</li> <li>● 意見・要望募集</li> </ul>				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	サーバー・ドメイン費用	██████	2,748 円	サーバー・ドメイン料 (R6.1~R6.3 月分)	96
	WEB サイト管理業務費用	██████	16,500 円	WEB サイト管理業務費用	96
	WEB サイト管理業務費用	██████	16,500 円	WEB サイト管理業務費用	106
	WEB サイト管理業務費用	██████	16,500 円	WEB サイト管理業務費用	115
※ 50% 充当 合計 52,248 × 50% = 26,124 円					
備考	ホームページアドレス : <a href="https://saito-yuki.com/">https://saito-yuki.com/</a> 添付資料 WEB サイト管理業務委託契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

# WEBサイト管理業務委託契約書

さいとう有紀事務所（以下、「甲」とする）と██████（以下、「乙」とする）とは、甲の乙に対するWEBサイト管理業務委託に関し以下の通り契約（以下、「本契約」とする）を締結する。

## 第1条（目的）

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。

## 第2条（業務の内容）

一、 甲は乙に対して、以下に定める業務（以下、「本業務」とする）を委託し、乙はこれを受託する。

- ①甲が指定する記事の作成及びWEBサイト上での公開
- ②甲が指定するページの作成
- ③その他、甲乙協議の上決定された業務

二、 甲または乙は、必要があるときは業務委託の内容、実施方法の変更および追加等を甲乙協議の上、行うことができるものとする。

## 第3条（善管注意義務）

乙は甲と緊密に連絡を取り、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

## 第4条（再委託）

乙は甲に事前通告なしに、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

## 第5条（業務委託料および支払い方法）

- 一、 甲は委託業務に係る業務委託料を乙に対し委託料として16,500円（税込）支払うものとする。
- 二、 甲はサーバー・ドメイン料を乙に対し11,000円（税込）支払うものとする。（年1回）
- 三、 第一項の業務委託料を甲は乙が指定する金融機関の口座に毎月末に振込、または現金にて支払う。第二項のサーバー・ドメイン料を甲は乙が指定する金融機関の口座に契約月末に振込、または現金にて支払う。振込手数料は甲の負担とする。

## 第6条（資料などの貸与・保管・返却・廃棄）

- 一、 甲は委託業務の遂行上必要な資料等（以下、「資料等」とする）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
- 二、 乙は甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 三、 乙は甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
- 四、 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。ただし、その際の費用は甲の負担とする。

## 第7条（秘密保持）

- 一、 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。
- 二、 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。
- 三、 甲および乙は本業務で作成した文書等を互いの承認なしに流用してはならない。

第8条 (事故処理)

本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

第9条 (不可抗力)

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲および乙は共にその責を負わないものとする。

第10条 (解約)

- 一、甲および乙は本契約期間中であっても、1か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。
- 二、前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

第11条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一、自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
- 二、反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この媒介契約を締結するものでないこと。
- 三、この契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為しないこと。これら行為をした場合には、何等の催告を要せずして、この契約を解除することができる。
  - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第12条 (契約期間)

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

第13条 (協議事項)

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上、甲乙間に契約が成立したので、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

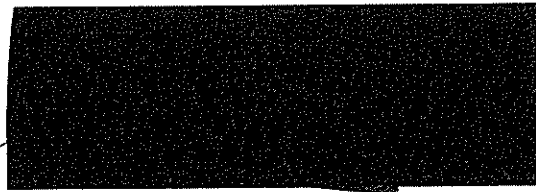
令和6年 / 月 / 日

甲 (委託者)

住所 奈良県五條市住ツ町220-1 エルツツ°SUGAWA A号室  
氏名 太とう有紀事務所 齋藤有紀

乙 (受託者)

住所  
氏名



第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)				
			会派・議員名	齋藤 有紀
年 月 日	令和5年8月24日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団会費 (2023年度会費)			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	情報を収集し、政務活動に役立てるため			
按分率の説明	按分率 100% (総会及び研修会費が全体を占めるため)			
活動内容等  ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざす。</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回の定例会議 (総会及び研修等を兼ねる) 7/14: 2023年度第1回定例会議開催</p> <p>◆参加者の状況 県議会議員・市議会議員・町議会議員・村議会議員・議員経験者 ◎本県の人権問題を把握し、情報を得ることで議員政務活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	2023年度会費 R5.5月~R6.3月充当	27,500	総会及び研修会	25
	合計 27,500 円			
備考	添付資料: 規約・機関誌			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

## 奈良ヒューライツ議員団 規約

第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。

第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。

第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。

2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。

第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。

- |       |    |        |     |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名  |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事  | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 |        |     |

第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。

第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。

- |          |     |            |       |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員  | 1万5千円 |

②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。

第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。

第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】



# ヒューライツエキスプレス

奈良ヒューライツ議員団

奈良ヒューライツ議員団機関紙  
〒630-8133 奈良市大安寺1-23-1  
奈良県人権センター2階  
TEL 0742-64-1631  
FAX 0742-64-1640  
E-mail: bllnara\_s@yahoo.co.jp  
発行責任者 田川 雅人

2023 Summer, vol.63

2023年度  
第1回定例会議

## 新議長に岩田県議会議長選出

奈良ヒューライツ議員団は7月14日、橿原神宮養正殿で4月の統一地方選挙後の最初の定例会議を開き、30人が出席。川口正志議長と和田恵治監事の県議会議員勇退を受けて、新議長に岩田国夫県議会議長を選出した。監事には県議会の中川崇議員と川口信議員が就任した。

開会にあたり、川口議員団議長は、統一地方選挙の当選者に祝辞を述べたあと、取り組むべき人権課題は多岐にわたり、特に格差社会の中に差別・人権課題があると、議員団活動の基本的な事項を説明し、人権文化を主軸として思想信条を超えた超党派の議員集団に、同僚・友好議員に参画を呼びかけてほしい、とあいさつした。

新議長に選出された岩田国夫県議会議長は、「川口前議長の後任として選出していただいた事に感謝したい。結成当初からの目標である人権確立社会の実現に向かって皆さんの連帯・協力をお願いしたい」と呼びかけた。

部落解放同盟奈良県連合会から伊藤満委員長と坂本憲秀書記長が出席し、伊藤委員長が「党派を超えた議員集団が、人権課題に取り組むことは非常に有意義であり、ぜひ、奈良県の人権政策の推進にむけて、ヒューライツ議員団に結集する皆さんのご尽力をお願いしたい」と連帯の言葉を



4月の統一地方選挙を終えて、新体制での活動を確証した(橿原神宮養正殿)



新議長に就任した岩田国夫  
県議会議長

述べた。

議事では、田川雅人幹事長が

提案し、同和地区の所在地情報や動画がインターネット上に投稿されている問題をはじめ、障害者差別、ヘイトスピーチ、性的少数者をめぐる社会・政治の状況などについて説明した。

### 青年局の設置を決定

また、川口信県議会議員の提案で、若い年齢層の自治体議員に基本的な人権問題を学ぶ機会を提供するための青年局を設置することを決定した。

### ■出席者の紹介■

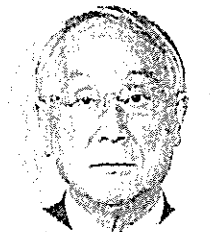
【議員団役職】岩田国夫議長（県議会議長）▼田川雅人幹事長▼中川崇監事（県議会議員）▼川口信監事（県議会議員）▼川口正志相談役▼和田恵治相談役

【奈良県議会】中野雅史議員▼山本進章議員▼乾浩之議員▼西川均議員▼小林誠議員▼浦西敦史議員▼芦高清友議員▼松木秀一郎議員【大和高田市議会】西川繁和議員▼萬津力則議員【橿原市議会】うすい卓也議員▼今井梨加議員【桜井市議会】工藤敏太郎議員【御所市議会】川田大介議員▼山田秀士議員▼新川理江子議員【生駒市議会】改正大祐議員【香芝市議会】小西高吉議員【宇陀市議会】山本裕樹議長▼菊岡千秋議員【平群町議会】山田仁樹議長【三郷町議会】伊藤勇二議員【上牧町議会】牧浦秀俊議員【河合町議会】梅野美智代副議長



# 奈良県議会 6月定例議会 ヒューライツ議員団 県政の重要課題を質す

## 代表質問 (要旨)



自民党・無所属の会  
粒谷友示 議員  
(生駒市)

1. 今後の県政運営について、県政を大きく変えるという公約を掲げて当選された知事として、今後どのように県政運営を進めていこうとしているのか。2. これまでの主要プロジェクトの今後の進め方について、(1)大規模広域防災拠点の整備について、県南部地域では、過去にも甚大な被害をもたらした災害が発生していることから、五條市での応援部隊や救援物資を受け入れる広域防災拠点の整備は必要と考えるが、県民の安全・安心を守るため、今後、どのように進めていこうとしているのか。(2)大和野平中央田園都市構想について、推進してきた各プロジェクトのために取得した用地について、

今後、どのように活用していこうとしているのか。(3)国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会について、令和13年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、計画的に準備を進めていく時期だが、今から会場の選考など全体計画の見直しを行っても、万全の体制を整えられるのか。(4)中央卸売市場の再整備について、市場の老朽化への対応は喫緊の課題であり、BtoBの施設整備を速やかに行うべきであるが、一方で、市場事業者の負担にも配慮することが必要と考える。知事の所見を伺いたい。(→山下知事答弁)大型ハード事業に頼ってもポテンシャルを引き出せない。必要性、費用対効果などの観点から査定を行い、予算額ベースで約73億円、総事業費ベースで4730億円の事業を見直したが、取得済み用地の活用や事業停止に伴う善後策に関しては、検討を進める。

## 一般質問 (要旨)



日本維新の会  
佐藤光紀 議員  
(生駒市)

1. 奈良県の観光交通戦略について、(1)観光交通戦略の基幹となる奈良公園バスターミナルの運用や利活用について改善に努めるべきと考えるが、(→山下知事答弁)奈良市内の渋滞緩和や周遊観光の促進などを目的に運用している「ぐるっとバス」を同バスターミナルに乗り入れる検討を進めており、今後もさらなる利活用に努める。(2)「ぐるっとバス」について、一日乗車券の木簡切符を観光バス乗降場付近で団体客や修学旅行生に販売し、活用すべきと考えるが、知事の所見を伺いたい。2. 「空の移動革命」について、2025年の大阪・関西万博に合わせ、大阪府は空飛ぶクルマの実現に向け、積極的に取り組む。法規制や技術的な問題、周辺住民の

理解など、解決すべき課題も多いが、将来的には重要な交通機関としての位置付けや、新産業としての成長が期待される。奈良県でも大阪府や県内自治体と連携し、「空の移動革命」に取り組む必要があると考えるが、知事の所見を伺いたい。3. 奈良県のGX推進について、(1)蓄電池について、緊急時のエネルギー対策としての活用だけでなく、再生可能エネルギーを有効活用する設備として次期エネルギービジョンに位置づけるべきと考えるがどうか。(2)今後のEV化の進行を見据えた際に電力や急速充電器等のインフラ整備の不足が懸念されるが、どのように考えていくのか。(3)エネルギーロスの解消を積極的に推進していくべきと考えるがどうか。4. 奈良県産材の利用促進について、「奈良の木を利用した住宅への助成制度」などの木材利用促進施策も活用して林業のサイクルを回していくことが重要だが、知事の所見を伺いたい。

## 大和高田市議会、障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別等あらゆる差別の解消の推進に関する条例を可決

大和高田市議会は今年6月27日開会の6月定例議会で、理事者提案の「大和高田市障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別等あらゆる差別の解消の推進に関する条例」を可決した。条例は同29日に施行された。

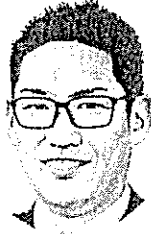
市内では、同和地区間い合わせ事象や差別発言、インターネット上に同和地区の動画を投稿し、差別

を煽動する事象が惹起している。さらに、2021年7月に市内にある在日本大韓民国民団の支部事務所に放火未遂事件などが発生した。

このような状況を踏まえ、加盟議員の萬津力則議員、森本尚順議員、橋本俊哉議員が、大和高田市としての差別をなくす条例の必要性について、理事者側に提起し、国の「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の人権3法を冠した条例制定の実現に至った。

# 代表質問に1人、一般質問に4人が登壇し

## 一般質問 (要旨)



自民党・無所属の会  
小村尚己 議員  
(生駒郡)

1. 予算執行査定について、査定の結果、執行しない予算を今年度決算で不用とするとのことだが、議会の議決を得た予算を知事の判断で執行しない場合は、補正予算案を提案するなど、県民の負託を受けた議会に丁寧に説明し、意見を聞くべきと考えるがどうか。  
2. 大規模災害に備えた広域防災拠点の必要性について、県単独での2,000m級滑走路を備えた大規模広域防災拠点の整備計画は見直すとのことだが、県民の生命と財産を守るため、南海トラフ地震等への備えは必要と考

える。大規模災害発生時に応援部隊や物資を受け入れる広域防災拠点の必要性についてどのように考えているのか。(→山下知事答弁)紀伊半島大水害の検証を行った上で、まずは既存施設や既存の体制を活用して、発災時の迅速な初動体制の構築、応援部隊の活動拠点の確保ができないかを検証する。その上で、体制や対応に不足があれば、五條市での用地も含め、大規模広域防災拠点について関西広域連合で今後議論していく。買取済みのゴルフ場の用地については、今後、防災目的を含め整備内容を多面的に検討していく。3. 西和医療センターの移転・再整備について、現在の候補地のJR王寺駅南側に加え、他の候補地も含めて検討するとのことだが、今後どのような点を重視するのか。

## 一般質問 (要旨)

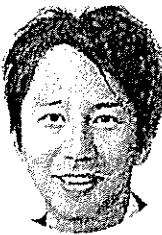


自民党・無所属の会  
浦西敦史 議員  
(吉野郡)

1. 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた新たなスポーツ施設の整備について、橿原市等に新たなスポーツ施設を整備することにより、県土の均衡ある発展、中南和地域の振興、健康長寿の奈良県の実現など、奈良県の将来あるべき姿を思い描き、新たなスポーツ施設の整備を再考すべきと考えるがどう

か。(→山下知事答弁)既存施設の活用を基本として見直し、改修にあたっては、バリアフリー化をはじめとした機能向上により、今後の利用拡大を進める。必要と判断すれば施設の新設も検討する。2. 国道168号のバイパス(五條市生子町~釜窪町)の整備について、防災機能を発揮するために必要不可欠な京奈和自動車道から大規模広域防災拠点へのアクセス道路である、国道168号バイパスの整備を推進すべきと考えるが、どのように考えているのか。3. 主要地方道高野天川線など県南部地域の道路整備の推進について(要望)

## 一般質問 (要旨)



日本維新の会  
小林 誠 議員  
(生駒郡)

1. 西和医療センターの移転・再整備について、令和5年度当初予算の執行査定において、候補地の見直しに至った知事の問題意識と、老朽化した現病院の建て替えに向けた決意を伺いたい。(→山下知事答弁)移転候補地を同駅前も含めて再検討する。「候補地の比較検討にあたってはアクセス、敷地の形状や広さ、整備スケジュール、費用対効果を踏まえ、ふさわしい場所を選定したい。31年ごろの開院時期については堅持していく。  
2. 大和川における遊水地事業の整備状況について、大和川における直轄遊水地を起点とした三代川地区での整備の進捗状況及び今後の見通しについて伺いたい。  
3. 県道法隆寺線のバリアフリー化について、日本の世界文化遺産登録第一号「法隆寺地域の仏教建造物」へのアクセス道路、県道法隆寺線の法隆寺前で、

バリアフリー化を進めようとしているが、どのように進めていくのか。  
4. 離婚後の面会交流への公的支援について、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談体制の整備などに取り組まれてきたが、養育費相談に関するこれまでの実績と、新たに離婚後の面会交流への公的支援制度の創設について伺いたい。  
5. 特別支援学級の充実について、発達障害等を含む支援が必要な子ども達がいる特別支援学級の充実について、教職員の配置をどのように考えているのか。

## 2023年度 正副議長就任者の紹介

	議 会	氏名(敬称略)
議 長	県議会	岩田 国夫
	大和高田市議会	森本 尚順
	大和郡山市議会	西川 貴雄
	宇陀市議会	山本 裕樹
	平群町議会	山田 仁樹
副議長	河合町議会	梅野 美智代

# 人権政策推進へ共に活動する新メンバーの紹介

奈良ヒューライツ議員団の新メンバーを紹介する。  
今年2月の第22回総会から生駒市議会の改正大祐議員(現在3期)が加入している。

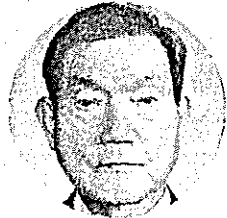
4月の統一地方選挙をへて、県議会では、粒谷友示議員(8期、自民党・無所属の会)、荻田義雄議員(7期、自民党・無所属の会)、川口延良議員(3期、自民党・無所属の会)が加入し、県議会に復帰した中川崇議員(3期、日本維新の会)が再入会を、香芝市議から初当選した芦高清友議員(自民党・無所属の

会)が継続加入をした。初当選した松木秀一郎議員(日本維新の会)と、斎藤有紀議員(自民党・無所属の会)、清田典章議員(日本維新の会)、山田洋平議員(日本維新の会)、川口信議員(自民党・無所属の会)、星川大地議員(日本維新の会)が新たに入会した。

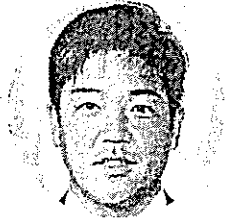
市町村議会では、天理市議会の藤本さゆり議員(2期)と大淀町議会の森永雅世議員(1期)が新規入会し、昨年4月の東吉野村議会選挙で復帰した津川幸雄議員(3期)が再入会した。



奈良県議会  
粒谷友示 議員  
(生駒市)



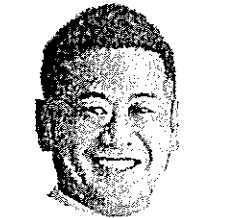
奈良県議会  
荻田義雄 議員  
(奈良市・山辺郡)



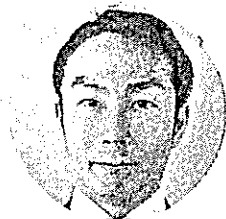
奈良県議会  
川口延良 議員  
(天理市)



奈良県議会  
中川 崇 議員  
(奈良市・山辺郡)



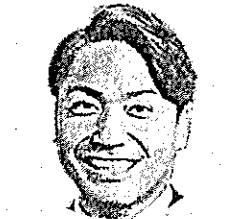
奈良県議会  
芦高清友 議員  
(香芝市)



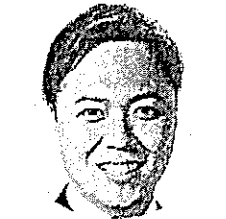
奈良県議会  
松木秀一郎 議員  
(奈良市・山辺郡)



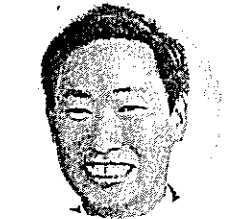
奈良県議会  
斎藤有紀 議員  
(五條市)



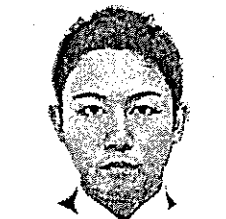
奈良県議会  
清田典章 議員  
(香芝市)



奈良県議会  
山田洋平 議員  
(生駒市)



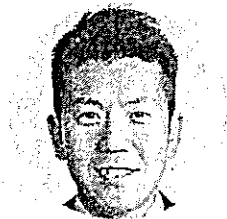
奈良県議会  
川口 信 議員  
(御所市)



奈良県議会  
星川大地 議員  
(奈良市・山辺郡)



天理市議会  
藤本さゆり 議員



生駒市議会  
改正大祐 議員



大淀町議会  
森永雅世 議員



東吉野村議会  
津川幸雄 議員

奈良ヒューライツ議員団事務局より 奈良ヒューライツ議員団事務局より 奈良ヒューライツ議員団事務局より 奈良ヒューライツ議員団事務局より

●議会活動報告・寄稿をぜひお願いします●  
皆さまから、活動報告や提案などヒューライツ  
エキスプレスへの寄稿をお待ちしております。

●共に活動する自治体議員の入会をお待ちし  
ています。  
お問合せ、ご連絡は下記の事務局まで、お願  
いします。

【議員団事務局】 ☎ 630-8133 奈良市大安寺1-23-1 奈良県人権センター2階

☎ 0742-64-1631 FAX 0742-64-1640 E-mail: bllnara\_s@yahoo.co.jp(全て英文字)

令和5年度事務所状況報告書

会派・議員名 斎藤 有紀

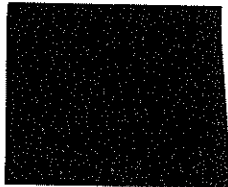
① 政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 奈良県五條市住川町 220-1 ヒルトップ SUGAWA A. B 号室 電話 0747-24-3110 延べ床面積 88 m <sup>2</sup>
③ 他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ( )
④ 所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 88 m <sup>2</sup> (a) うち政務活動使用面積 44 m <sup>2</sup> (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = 44 / 88 → 按分率 1 / 2
⑥ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 後援会活動と面積按分)
⑦ 駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方: )
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 1 (按分率の考え方: A 号室 44 m <sup>2</sup> → 政務活動 B 号室 44 m <sup>2</sup> → 後援会活動 光熱水費は A 号室請求分のため 100% 充当)
⑨ 備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。



# 賃貸借契約書

貸主



様

借主

斎藤 有紀

様

2023年4月27日

ヒロタ建設株式会社

# 事業用賃貸借契約書（事務所）

貸主 中 八重子 様、中 唯風 様（以下「甲」という。）と借主 斎藤 有紀 様（以下「乙」という。）は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

## 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ヒルトップSUGAWA		1階	号室
	所在地	(住居表示) 奈良県五條市住川町 220-1			
		(登記簿) 奈良県五條市住川町 220-1			
	構 造	木造 / 亜鉛メッキ鋼板ぶき / 1階建 / 全 (4) 戸			
	種 類	貸事務所	新築年月	2022年10月	
面 積		88㎡			
附 属 施 設	駐車場4台分一以下余白一				

## 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

さいとう有紀事務所一以下余白一
-----------------

## 頭書(3) 契約期間

2023年5月1日から 2026年4月30日まで(3年間)	
目的物件の引渡し時期	2023年5月1日

## 頭書(4) 賃料等

賃料	月額 150,000円 (別途消費税相当額 15,000円)	敷金	0円 (賃料ヶ月)	
礼金	0円 (賃料ヶ月)			
その他の条件		駐車場4台分一以下余白一		
貸与する鍵	鍵No	GOAL / S14X28	GOAL / PXY6Z3	入口シャッター
	本数	2本	2本	2本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで		
賃料等の 支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	振込先金融機関名：南都銀行 預金： 口座番号： 口座名義人： 振込手数料負担者：借主		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先		
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名一部署名)
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称	
所在地		TEL
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣( )第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号( )第 号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
主たる事務所の所在地			
家賃債務保証業者登録番号		国土交通大臣( )第 号	

頭書(8) 更新に関する事項

一般借家契約では更新することができます。ただし、貸主の更新拒絶に正当な事由があるときは更新することができません。—以下余白—





丙・連帯保証人	氏名	TEL
	住所	
	極度額	

宅地建物取引業者	主たる事務所所在地	奈良県橿原市西池尻町352番地の1	主たる事務所所在地	
	商号又は名称 代表者の氏名	ヒロタ建設株式会社 廣田 幹雄	商号又は名称 代表者の氏名	
	免許証番号	奈良県知事(9)第2224号	免許証番号	( ) 第 号
説明をする宅地建物取引士	氏名	廣田真希子	氏名	
	登録番号	大阪 第105494号	登録番号	第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	ヒロタ建設株式会社 奈良県橿原市西池尻町352番地の1 ヒロタビル TEL 0744-27-3484	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	TEL

※は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

## 契約条項

### (契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

### (契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

### (賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

### (共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

### (負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

### (敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

#### (保証金)

- 第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。
- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

#### (反社会的勢力ではないことの確約)

- 第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

#### (禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の1ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること

- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
  - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
  - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
  - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

#### (乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

#### (契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。
  - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
  - 二 その他費用が軽微な修繕

#### (契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
  - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
  - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき

- 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
  - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
  - 五 銀行取引の停止
  - 六 破産手続きの開始
  - 七 民事再生手続きの開始
  - 八 会社更生手続きの開始
  - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
  - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

#### (乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

#### (一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

#### (契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

#### (明渡し)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

#### (明渡し時の原状回復)

第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

- 2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

### (立入り)

- 第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

### (甲の通知義務)

- 第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
  - 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

### (乙の通知義務)

- 第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
  - 二 長期に休業するとき
  - 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
  - 四 連帯保証人の死亡又は解散
  - 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

### (延滞損害金)

- 第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

### (乙の債務の担保)

- 第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。
- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
  - 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
  - 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
    - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の開始があったときに限る
    - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき
    - ウ 乙又は丙が死亡したとき
  - 四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙(前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人)は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承



諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

#### (免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故(第14条の場合を含む。)、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

#### (協議)

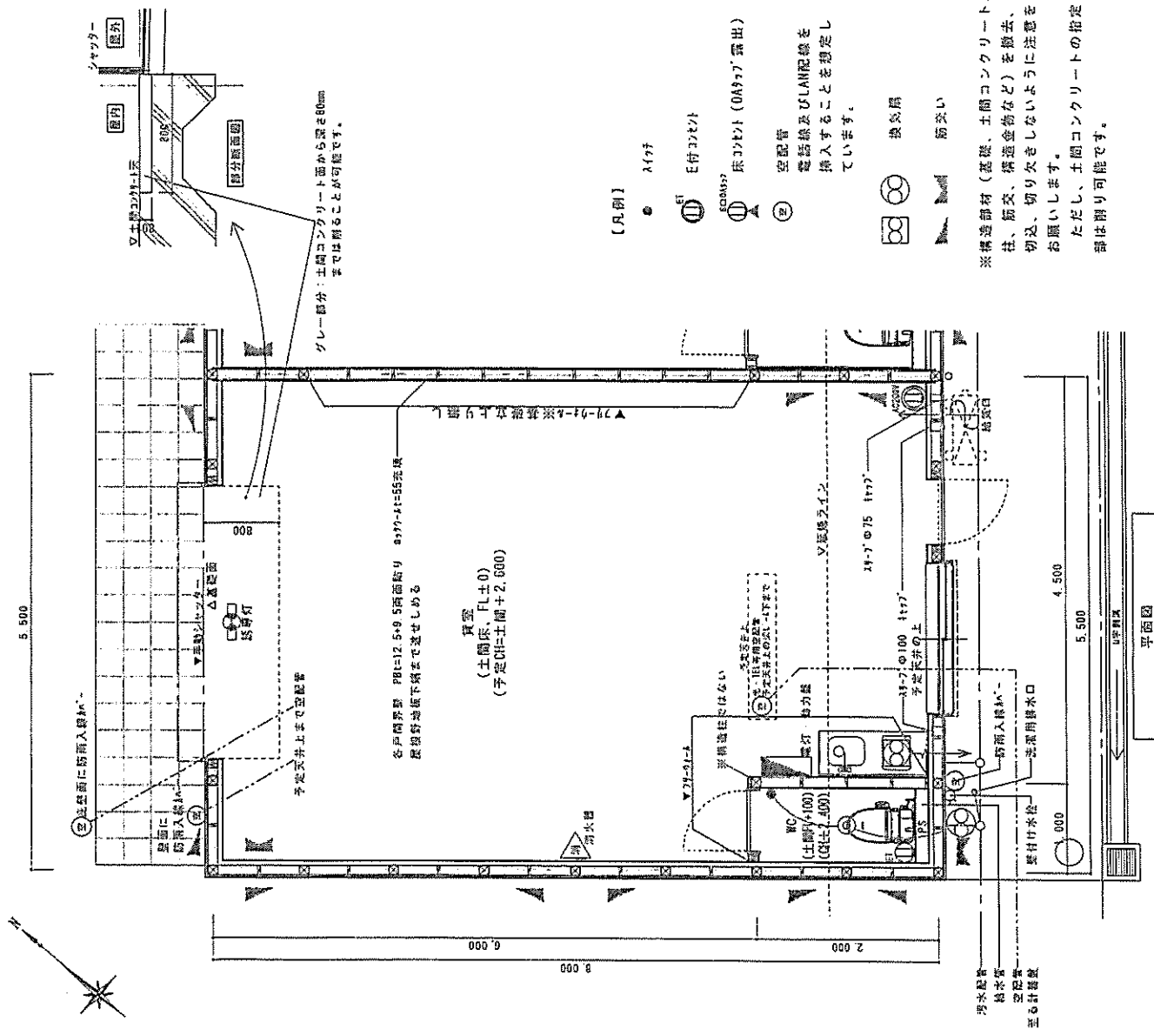
第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

#### (合意管轄裁判所)

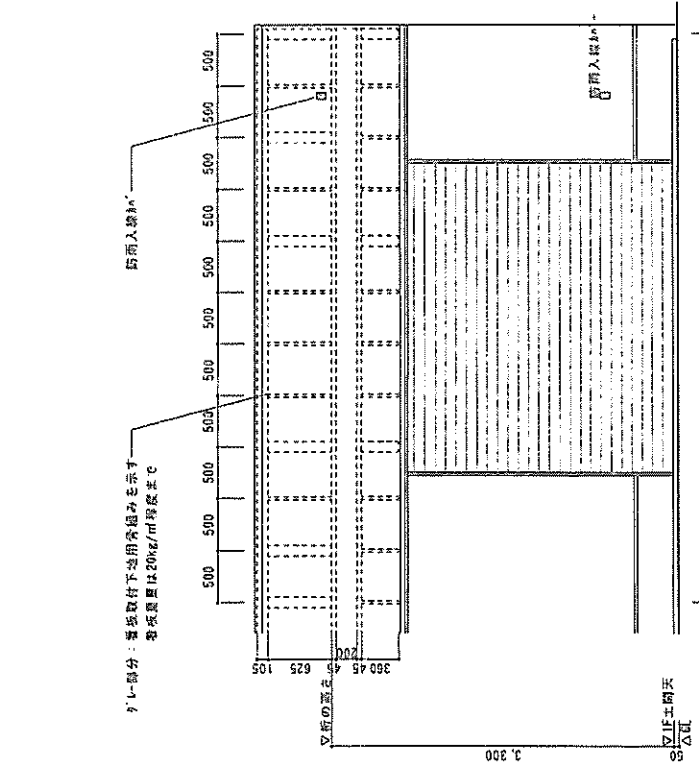
第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

#### (更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。



平面図



北立面図

- 【凡例】
- スイッチ
  - E付コンセント
  - EOMIS?
  - 床コンセント (0Aタイプ露出)
  - 空配管
  - 電話線及びLAN配線を挿入することを想定しています。
  - 換気扇
  - 防炎い

※構造部材 (基礎、土間コンクリート、柱、筋交、構造金物など) を撤去、切欠、切り欠きしないように注意をお願いします。  
 ※ただし、土間コンクリートの指定部は削り可能です。

図名	平面図	立面図	設備図
図番	2022/10/22	2022/10/22	2022/10/22
作成者	ヒルトップSUGAWA	ヒルトップSUGAWA	A号室
図尺	1:50	1:50	1:50





# 雇用契約書

ふりがな	██████████	生年月日	██████████
氏名	██████████	██████████	██████████
現住所	██████████ 電話 ██████████		
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和5年 5月 1日から 令和6年 3月 31日まで		
雇用形態	正規職員 <u>パートタイム</u> 派遣職員 その他 ( )		
就業場所	奈良県五條市住川町 220-1 ヒルトップ SUGAWA A. B 号室 (斎藤有紀事務所)		
仕事内容	政務活動に係る補助及び後援会事務		
就業時間 (休憩時間)	9:00~15:00 の間で短時間勤務 (12:00-13:00 休憩)		
休日	<u>土・日・祝日・年末及び年始・お盆</u> その他 ( 水曜日・臨時 )		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ( )		
賃金	基本賃金 月給 80,000 円 日給 円 時間給 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 日) 賃金支払日 (毎月 10 日) 賃金の支払方法 ( <input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込 ) 賃金支払時の控除 ( <input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険 ) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和5年 5月 1日</div> <div style="text-align: center;">                     雇用者 斎藤 有紀                      被雇用者 ██████████                 </div>			

政務活動補助業務賃金台帳(令和5年度)

【議員名 斎藤 有紀】

雇用者氏名	住所	生年月日												性別	雇入年月日	2023.5.1	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				賃与1
労働日数		16	17	16	15	16	16	16	15	16	15	15	17	17	15	17	174
労働時間数		80	85	82	75	80	80	80	72	80	75	75	85	85	75	85	869
時間外労働		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休日労働		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
深夜労働		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本給		80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	880,000
時間外手当		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(課税)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(非課税)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税合計		80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	880,000
非課税合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給額		80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	880,000
健康保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所得税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村民税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額		80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	880,000
領収印																	

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

